旭川市社会福祉協議会
第６期地域福祉活動計画

社会福祉法人　旭川市社会福祉協議会

２０１９年度から２０２３年度まで

目　次

はじめに・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１
第１章　計画策定にあたって
１　計画策定の背景
（１）　地域福祉活動の必要性・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ３
（２）　旭川市の状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ３
（３）　旭川市社会福祉協議会の財政状況・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ４
２　計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ６
３　計画期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ７
４　地域福祉活動圏域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ８

第２章　第６期計画における課題認識
１　第５期計画の評価から抽出した第６期計画で取り組む課題・・・・・・・・・・・・Ｐ１０
２　住民懇談会、茶話会から把握した課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１０
３　地域福祉活動に関わるアンケート調査結果及び市民モニター調査結果
地域まちづくり推進協議会意見交換会から把握した課題・・・・・・・・・・・・・Ｐ１１
４　社協・生活支援活動強化方針の反映・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１２
５　策定委員から把握した課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１３
６　第６期地域福祉活動計画において取り組む課題・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１４

第３章　計画の内容
１　基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１５
２　基本目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１５
３　取り組みの方向と実施事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１６
４　事業の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２０
５　実施事業の内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２３
基本目標１　みんなで支え合う地域福祉の推進
取り組みの方向１　地域福祉活動への主体的参加の促進と人材育成・・・・・Ｐ２３
実施事業１　ボランティアセンター事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２３
実施事業２　旭川市生活支援体制整備事業・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２４
実施事業３　ファミリーサポートセンター介護型事業・・・・・・・・・・・Ｐ２５
実施事業４　認知症サポートセンター事業・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２６
実施事業５　認知症サポーター養成事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２７
実施事業６　福祉除雪サービス事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ２８

取り組みの方向２　住民主体による支え合いの促進・・・・・・・・・・・・・Ｐ２９
実施事業１　地域支えあいのまちづくり推進事業・・・・・・・・・・・・・Ｐ２９
実施事業２　旭川市生活支援体制整備事業(再掲　Ｐ２４)

取り組みの方向３　地域福祉を支える団体との協働による地域福祉力の向上・Ｐ３０
実施事業１　社会福祉法人のネットワーク構築事業・・・・・・・・・・・Ｐ３０

基本目標２　くらしを支える地域福祉施策の推進
取り組みの方向１　地域における福祉サービスの適切な利用の促進・・・・・・Ｐ３１
実施事業１　地域福祉の普及啓発事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ３１
実施事業２　福祉人材バンク事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ３２
実施事業３　見守り配食サービス事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ３３
実施事業４　在宅福祉サービス事業（介護・障害・地域密着型）・・・・・Ｐ３４
実施事業５　地域包括支援センター運営事業・・・・・・・・・・・・・・Ｐ３５

取り組みの方向２　困りごとを抱えた市民に対する包括的な相談や支援の促進　・Ｐ３６
実施事業１　旭川市自立サポートセンター運営事業・・・・・・・・・・・Ｐ３６
実施事業２　生活福祉資金貸付事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ３７
実施事業３　母子家庭等就業・自立支援センター事業・・・・・・・・・・Ｐ３８
実施事業４　地域包括支援センター運営事業(再掲　Ｐ３５）
実施事業５　旭川市における包括的な相談支援体制構築の検討・・・・・Ｐ３９

取り組みの方向３　地域における権利擁護の体制の整備・・・・・・・・・・・Ｐ４０
実施事業１　旭川成年後見支援センター運営事業・・・・・・・・・・・・Ｐ４０
実施事業２　日常生活自立支援事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ４１
実施事業３　法人後見事業の検討・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ４２

基本目標３　いきいきと暮らせる生活環境づくりの推進
取り組みの方向１　ひとにやさしい生活環境づくりの推進
実施事業１　福祉除雪サービス事業（再掲　Ｐ２８）

取り組みの方向２　災害時に備えた地域づくりの推進
実施事業１　災害ボランティアセンター体制整備事業・・・・・・・・・・Ｐ４３

取り組みの方向３　地域における介護予防や健康づくりの取組の推進
実施事業１　高齢者等健康福祉センター管理運営事業・・・・・・・・・・Ｐ４４
実施事業２　地域支えあいのまちづくり推進事業（再掲　Ｐ２９）

基本目標４　安定的、継続的な法人運営基盤づくり
取り組みの方向１　地域から信頼される組織づくりの推進・・・・・・・・・・・Ｐ４５
実施事業１　組織運営の強化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ４５
実施事業２　経営改善の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ４６
実施事業３　行政とのパートナーシップの推進・・・・・・・・・・・・・Ｐ４７
実施事業４　地域福祉活動計画の評価・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ４８
実施事業５　福祉関係団体事務の運営・協力・・・・・・・・・・・・・・Ｐ４９

６　計画の推進・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ５０

第４章　参考資料

１　第6期旭川市社会福祉協議会地域福祉活動計画検討経過・・・・・・・・・・・ Ｐ５１
（１）　策定委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ５１
（２）　策定委員会開催経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ５２
２　アンケート等の結果・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ５２
（１）　市政モニター調査結果（地域福祉に関する市民意識調査）・・・・・・Ｐ５２
（２）　地域福祉活動に関わるアンケート調査結果・・・・・・・・・・・・・・Ｐ５８
（３）　地域まちづくり推進協議会意見交換会開催結果報告・・・・・・・・・・Ｐ６１
（４）　住民懇談会・茶話会で集約した「市民の声」・・・・・・・・・・・・・・Ｐ６３
（５）　策定委員から把握した課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ６４
３　第4期旭川市地域福祉計画概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ｐ７２
４　用語解説・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ Ｐ７３

はじめに

「お互いさまの心がつむぐ　温かな絆で結ばれた
笑顔あふれる地域社会づくり」をめざして

市社会福祉協議会では、少子高齢化の進行等に伴う地域課題に対しまして、これまでも、地域支えあいのまちづくり推進事業等の地域住民等による様々な取組みを実施してまいりました。しかし、私たちを取巻く状況は、制度の狭間にある課題や複合する課題など、地域課題の多くが複雑・多様化しており，本会及び地域住民等の活動は、地域課題の解決に向けさらなる推進が求められております。

２０１６年度（平成２８年度）に閣議決定された「ニッポン１億総活躍プラン」においては、支える側と受ける側に分かれるのではなく、地域のあらゆる地域住民が役割を持ち、支え合いながら、自分らしく暮らすことができる「地域共生社会」を目指すことが掲げられました。「地域共生社会」の実現に向けては、支援のあり方を従来の縦割型支援から横断型、多機関連携型の「丸ごと」へ意識転換するとともに、地域住民を含む多様な主体が「我が事」として向き合い取り組むことが求められています。

このたび、２０１９年度（平成３１年度）から５年間を計画期間とします「第６期地域福祉活動計画」を策定いたしました。

社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画は、地域住民や地域福祉活動団体等の連携による地域福祉活動を中・長期的な視点で、より計画的に推進することをねらいとして策定されます。

第６期計画は、「地域共生社会」の実現に向け、これまで実施してきた取組み等を評価するとともに、アンケート調査結果や住民意見交換会等を通じて、第６期計画において取り組むべき課題を定め、解決に向けてこれまでの取組み等の強化を図るとともに、新たな取組み等を盛り込みました。

また、第６期計画は、旭川市が策定する「第４期旭川市地域福祉計画」と整合性を図ることとし、旭川市と連携・連動し、第６期計画の効率的な推進を図ってまいります。

最後になりますが、第６期計画の推進にあたりましては、地区社会福祉協議会、地区市民委員会、地区民生児童委員協議会等の地域関係団体、地域包括支援センター等関係機関、ボランティア、NPO の皆さんのご協力、ご参加が必要となります。本計画及び本会の取組みにご理解、ご協力をいただきますようお願い申し上げます。

２０１９年３月

社会福祉法人旭川市社会福祉協議会
会長　　大沼　克己

第６期地域福祉活動計画策定にあたって

第６期地域福祉活動計画は、２０１９年度から２０２３年度までの５カ年計画です。この計画は、昨年８月から今年３月まで１１人の委員が参加し、５回の委員会を開いて策定されました。第５期計画に比べると、計画期間は短く委員の数も委員会の回数も少ないですが、第５期計画の評価や住民懇話会等から把握された課題、地域福祉活動に関わるアンケート調査結果、市民モニター調査結果、地域まちづくり推進協議会から把握した課題を検討し、住民の意見を反映するために努めました。こうして作られた事務局の計画素案に対して、各々の現場や住民を代弁して６分野から参加した委員の意見が反映された計画となっています。

第６期計画の基本理念は「お互いさまの心がつなぐ温かな絆で結ばれた笑顔あふれる地域社会づくり」です。基本目標として、１.みんなで支え合う地域福祉の推進、2.くらしを支える地域福祉施策の推進、３.生き生きと暮らせる生活環境づくりの推進、４.安定的、継続的な法人運営基盤づくりが設定されました。

第６期計画策定の特徴としては、まず、計画期間を共にする、第４期旭川市地域福祉計画との整合性を図ったことです。それは計画の基本理念と基本目標１、２、３を共有する形で現れます。基本目標４は社協独自のものです。今日の地域福祉の課題が社協と自治体とのより緊密な協働を求めていることを示しています。もちろん、協働とは両者がお互いに尊重すると同時に適当な緊張を忘れないことから可能であることは常に確認されました。次に、社協活動や事業が「住民主体」を掲げながら、実際に住民の活動力が弱化していく現状に真剣に向き合おうとしています。地域において活動する住民の不足という課題を解決するには、社協の事業や活動が単にサービス提供に止まらず活動する住民が生まれるような仕掛けにならないといけないことが改めて確認されました。さらに、社協組織運営において、連携や情報共有を強化することです。それは、声を出せない住民のニーズをどのように汲み取るか、そして、地域で孤立している住民をどのように可視化するかという課題に組織的に取り組むという姿勢を示しています。最後に、第６期計画は、新たな地域課題に対応するために新規事業も盛り込んでいます。とりわけ、社会福祉法人のネットワーク構築、災害ボランティアセンター体制整備事業、旭川市における包括的な相談支援体制構築の検討、法人後見事業の検討が挙げられます。

今回、策定委員会に参加させていただき、地域が直面している課題を再認識し、地域で献身的に活動している方々の思いを実感することができました。計画が出来上がるまで、毎回の会議で活発に意見を述べてくださった策定委員の皆様、また委員の質問や意見に誠実に対応してくださった事務局の皆様に深く感謝致します。この計画が旭川で暮らしている住民にとって大切なものとして生かされることを切に願いながら、策定委員会を代表いたしましてご挨拶させていただきます。

２０１９年３月

第６期地域福祉活動計画策定員会
委員長　朴　姫淑

第１章　計画策定にあたって

１、　計画策定の背景

（１）地域福祉活動の必要性

社会福祉協議会（以下「社協」という）は戦後間もない昭和２６年に社会福祉の基本事項を定めた社会福祉事業法（現・社会福祉法）に基づいて、公的な性格を持つ民間の福祉団体として社会福祉法人*[1]化が進められていきました。

旭川市社会福祉協議会は１９５１年（昭和２６年）に任意団体として設立され、昭和２８年に社会福祉法人の認可を受けて、社会福祉法人旭川市社会福祉協議会（以下「市社協」という）が誕生しました。その後、市区町村社協の活動の重要性が認められ、１９８３年（昭和５８年）の社会福祉事業法改正により市区町村社協が法制化されました。

市社協は、社会の流れによって福祉を取り巻く状況が変化するなかでも、住民主体を原則として、地区社会福祉協議会*[2]の組織化及び活動支援、ボランティア活動の推進、在宅福祉サービスの充実、権利擁護の推進、制度の狭間の課題への対応等に取り組んできました。

今後も市社協は地域福祉の推進を担う中心的な組織として地域に根ざした活動を展開していかなければなりません。しかしながら、地域の実情も変化し、住民が抱える困りごとは複数の要因が複雑に絡み合い一つの制度やサービスだけでの解決は困難な状況にあります。

そうした複雑な課題に対して、国ではこれまでの対象者別、分野別の縦割り型支援のあり方から、制度横断型、多機関連携型の「丸ごと」の意識へ転換するとともに、地域住民を含む多様な主体が「我が事」として向き合い、参加しながら課題の解決を図る「地域共生社会*[3]」の実現に向けた取組を推進しています。

そこで、地域住民及び市社協が担うべき役割を再認識し、「地域共生社会」の実現を進めることを目的として、この第６期地域福祉活動計画を作成します。

（２）旭川市の状況

旭川市は、北海道のほぼ中央に位置し、石狩川をはじめとする大小１３０の川が流れる「かわのまち」です。気候は典型的な内陸型で、年間気温差が大きく、有感地震や災害が少ない特徴があります。

人口は１９８０年（昭和５５年）の国勢調査で３５万人を超え、その後はほぼ横ばいに推移していましたが、近年は減少傾向にあり、２０４０年

度における人口は２６万４千人と見込まれています。

また、２０１８年度（平成３０年度）当初における高齢化率は３２．６％と超高齢社会を迎えている一方で合計特殊出生率は２０１６年（平成２８年）に１．３２となり長期的に人口維持がなされる人口置換水準２．０７を大きく下回り、本格的な少子高齢化・人口減少社会が到来しています。

さらに、地域福祉を推進するための土台である町内会の加入率は年々低下しており今後の地域づくりを進める上での担い手、活動者の確保が重要な課題となっています。

（３）旭川市社会福祉協議会の財政状況

安心見守り事業*[4]やふれあいサロン事業*[5]のように地区社会福祉協議会において住民が主体的に取り組む事業の活動財源は、自主財源としての「住民会員会費*[6]」、「組織・団体会員会費*[7]」、「共同募金の助成金」と旭川市からの補助金で事業の推進を行ってきました。

しかし、貴重な３つの自主財源は毎年減少傾向であり、さらに、旭川市の補助金に係る財政状況も厳しいことから、その対応として市社協事業振興基金*[8]を取り崩し充当していますが、基金の取り崩しにも限界があります。

さらに介護保険事業及び障害福祉サービス事業から地域福祉推進に充てる財源を捻出していましたが、度重なる法改正により、その捻出も困難となっており、単年度決算における事業活動収支はマイナスとなっています。

新たな財源の確保と並行して、これまで以上にコストパフォーマンス（費用対効果）を追求し、限られた資源を効率的・効果的に活用するための事業見直し、経営改善が求められています。

市社協が担うべき役割を再認識し将来に向けた安定的、継続的な法人運営を行い、職員一同が目標を共有し、一丸となって運営改革を進める必要があります。

住民会員会費、組織・団体会員会費、共同募金助成金５年間の推移　　（単位：千円）

	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度(見込)
住民会員会費	９，４０３	９，１９９	９，１７９	９，０７６	８，８００
組織・団体会員会費	６２６	５７６	７００	７２８	７００
共同募金助成金	１０，９６４	９，６７５	９，４１５	９，１１９	８，５１４

※この５年間の推移

・住民会員会費　　６０３千円の減（　６．４％減）
・組織・団体会員会費　　７４千円の増（１１．８％増）
・共同募金助成金　　２，４５０千円の減（２２．３％減）

旭川市補助金等５年間の推移　　（単位：千円）

	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度（予算）
旭川市補助金	65，307	65，307	59，707	59，707	59，707
社協事業振興基金取り崩し	10，000	10，000	10，000	10，000	10，000
積立金取り崩し（事業充当分）				30，000	
介護保険・障害福祉サービス繰り入れ（地域福祉事業充当分）	10，066	10，450	20，077	766	4，390

安心見守り事業のようす（東光地区）

ふれあいサロンのようす（千代田地区）

2、　計画の位置づけ

旭川市が策定する「地域福祉計画」は社会福祉法第１０７条に位置付けられ旭川市の地域福祉の推進に関する事項を一体的に定めたもので、高齢者や障がい者、子ども・子育て、健康などの各福祉計画の上位に位置付けられる計画であり、この度「第４期旭川市地域福祉計画」が策定されました。

一方、「地域福祉活動計画」は市社協が策定する住民の主体的な福祉活動を中心とした行動計画として位置付けられ、「地域福祉計画」との整合性を図る内容となります。

また、各地区社協で地域の特性を活用しながら作成される「地区社会福祉協議会実践計画」も含めて３つの計画は相互に連動しながら旭川市の地域福祉を総合的に推進する位置付けとなります。

【地域福祉計画との相関図】　※第４期旭川市地域福祉計画より

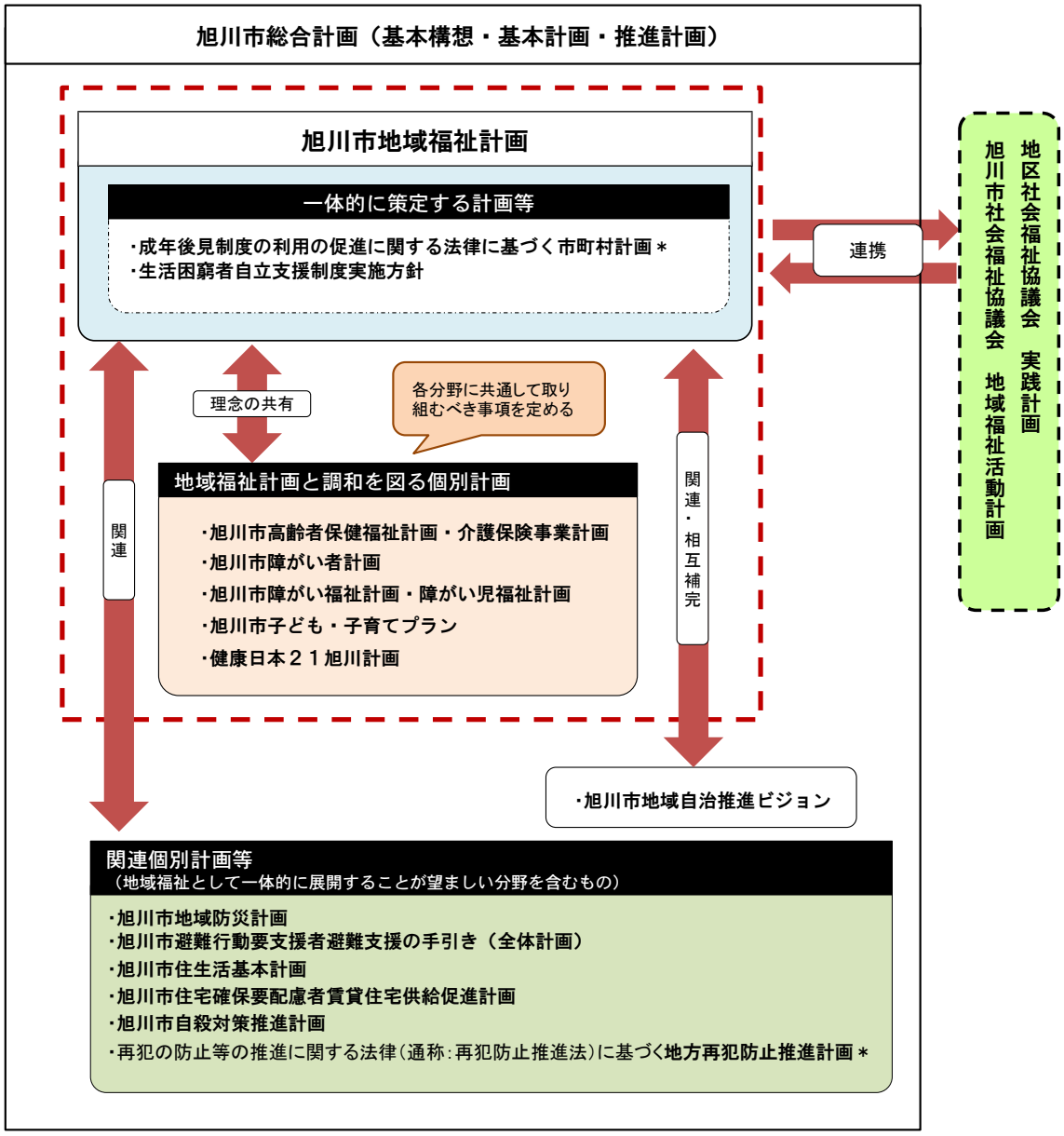

※＊印は，未策定の計画

3、計画期間

第６期地域福祉活動計画は第４期旭川市地域福祉計画と整合性を図り２０１９年度から２０２３年度までの５か年計画とします。

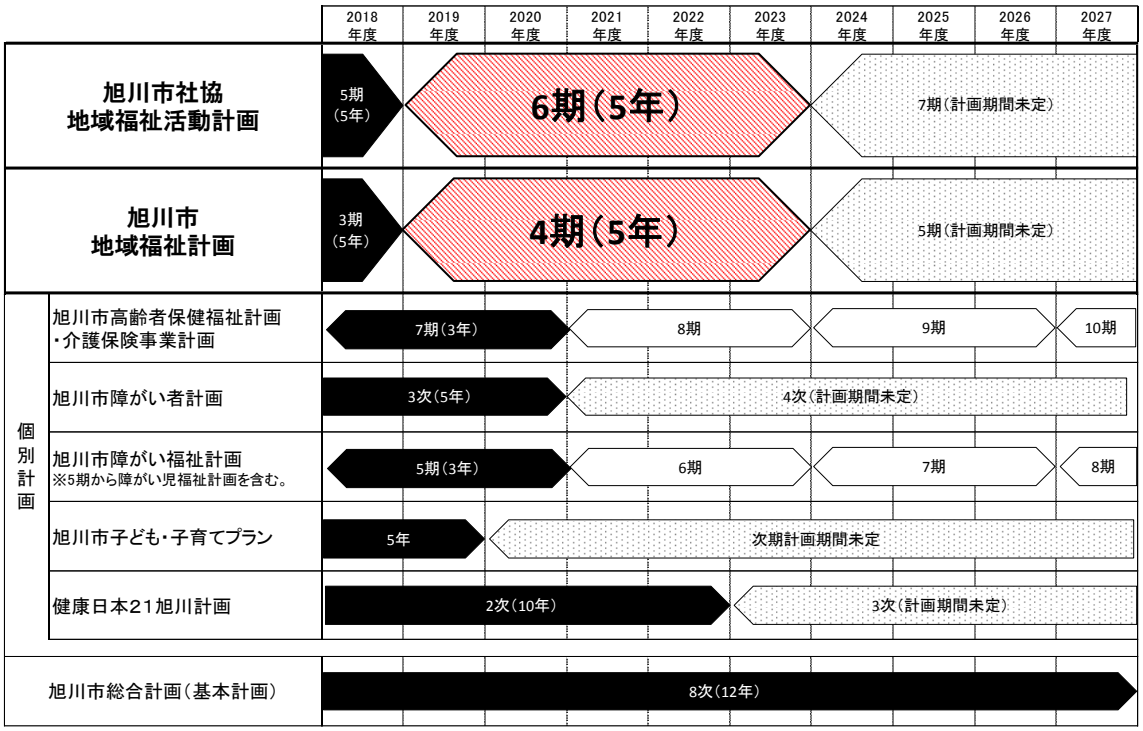

4、地域福祉活動圏域

本計画では、「第４期旭川市地域福祉計画」において示されている第１層から第５層までの圏域概念を共有化し、以下のとおり設定することとします。

階層	規模	圏域の概念、役割等
第１層	相隣関係	町内会のうち所属する班レベルで、常日頃の挨拶や近所付き合いを通して、変化や異変に気づいたり、災害などの緊急時には、実際に助け合ったりすることが期待できる範囲又は互助関係です。
第２層	小圏域	おおよそ町内会レベルの圏域で、地域の防犯や防災活動を始め、趣味や特技を生かしたサークル活動や付き合いが日常的に行われている範囲。日常の活動や交流を通して、参加者の福祉ニーズに気付くことが期待される圏域です。
第３層	中圏域	地区市民委員会*[9]や地区社会福祉協議会、地区民生児童委員協議会*[10]などが組織されるレベルで、行政機関や地域の事業所等とも連携しながら、組織的な自治活動や福祉活動が行われている圏域。より小さな圏域からの情報を共有したり、ボランティアによる見守り活動など、アウトリーチ*[11]型の支援が行われたりする中で、地域で課題の把握及び解決を試みるような取組が期待される圏域です。
第４層	大圏域	支所や地域まちづくり推進協議会*[12]が組織されるレベルで、地域自治を推進する母体として、福祉に限らず様々な地域課題を捉え、地域包括支援センターを始め、地域にある公的な相談支援機関がネットワークを構築し、課題の解決に向けた取組や、より大きな圏域へつなぐ役割が期待される圏域です。
第５層	市圏域	市全体に渡る基幹的な相談支援機関を運営するほか、各種計画の企画や施策の推進を進める役割があり、主に行政機関が担います。専門的かつ複合的で高度な課題への対応を行ったり、各層の役割を整理していくことを含めて、包括的な相談支援体制の構築に責務を有します。

【圏域イメージ】

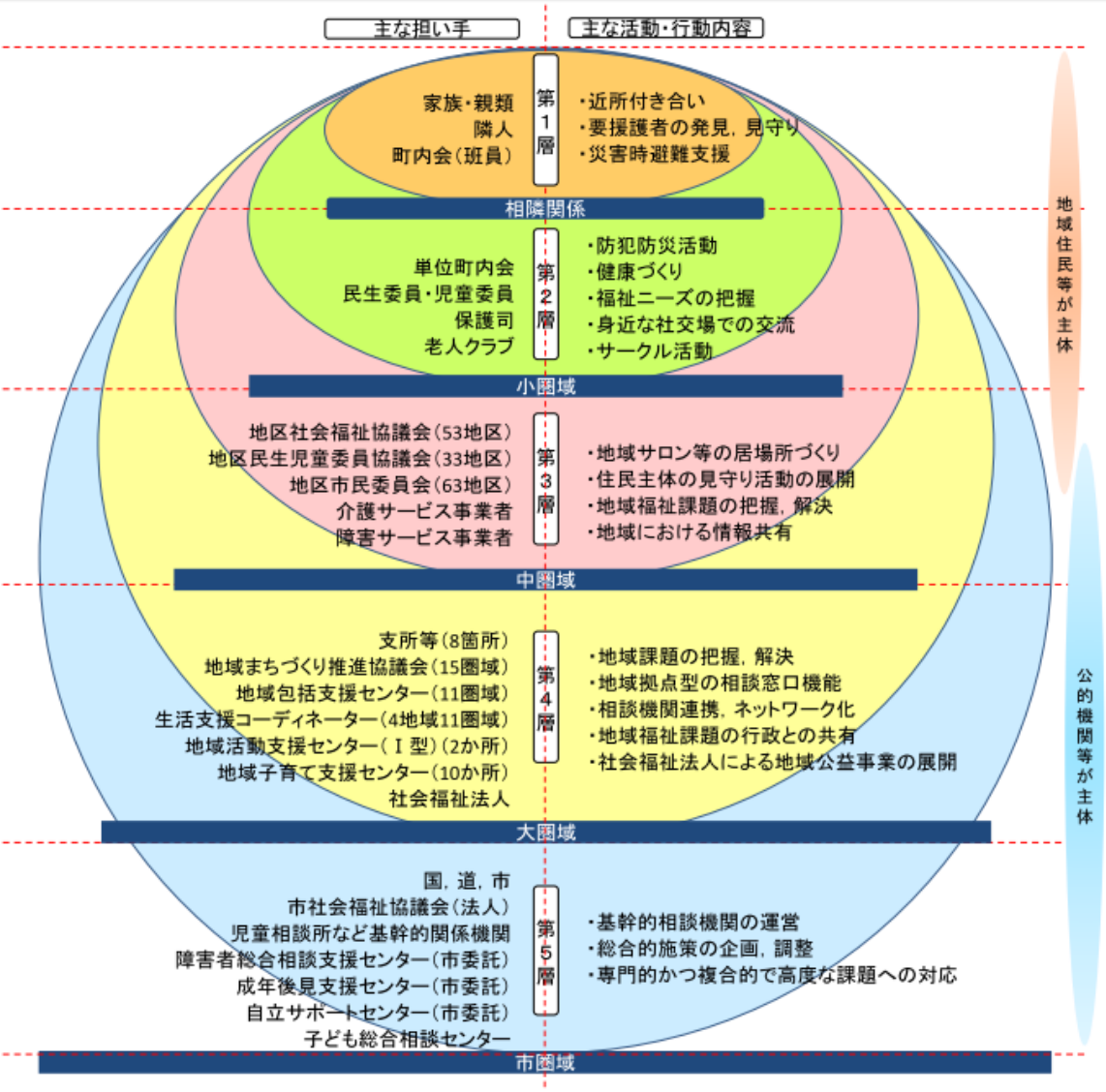
主な担い手
主な活動・行動内容
家族・親類
隣人
町内会（班員）
第1層
・近所付き合い
・要援護者の発見，見守り
・災害時避難支援
相隣関係
単位町内会
民生委員・児童委員
保護司
老人クラブ
第2層
・防犯防災活動
・健康づくり
・福祉ニーズの把握
・身近な社交場での交流
・サークル活動
小圏域
地区社会福祉協議会（53地区）
地区民生児童委員協議会（33地区）
地区市民委員会（63地区）
介護サービス事業者
障害サービス事業者
第3層
・地域サロン等の居場所づくり
・住民主体の見守り活動の展開
・地域福祉課題の把握，解決
・地域における情報共有
中圏域
支所等（8箇所）
地域まちづくり推進協議会（15圏域）
地域包括支援センター（11圏域）
生活支援コーディネーター（4地域11圏域）
地域活動支援センター（Ⅰ型）（2か所）
地域子育て支援センター（10か所）
社会福祉法人
第4層
・地域課題の把握，解決
・地域拠点型の相談窓口機能
・相談機関連携，ネットワーク化
・地域福祉課題の行政との共有
・社会福祉法人による地域公益事業の展開
大圏域
国，道，市
市社会福祉協議会（法人）
児童相談所など基幹的関係機関
障害者総合相談支援センター（市委託）
成年後見支援センター（市委託）
自立サポートセンター（市委託）
子ども総合相談センター
第5層
・基幹的相談機関の運営
・総合的施策の企画，調整
・専門的かつ複合的で高度な課題への対応
市圏域
地域住民等が主体
公的機関等が主体

第2章　第６期計画における課題認識

１、第5期計画の評価から抽出した第6期計画で取り組む課題

第５期地域福祉活動計画の評価については、評価委員会を設置し毎年上期と下期の年２回評価を実施しており、現時点では２０１４年度（平成２６年度）から２０１７年度（平成２９年度）までの評価が終了しています。

２０１４年度（平成２６年度）から２０１７年度（平成２９年度）までの評価の概要としては、全事業の９１．５％は概ね計画通り推進できていますが、計画通り実施できなかった事業も全体の８．５％ありました。

実施できなかった事業の中には、福祉を取り巻く環境の変化によって事業の必要性自体が低くなったものもありましたが、「地域福祉活動やボランティア活動に関わる新たな担い手の確保」、「災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルの整備」、「郊外地、農山村地域における新たな支えあいの仕組みづくり」等、引き続き第６期計画においても、取り組みが必要な事業があることを確認しました。

２、住民懇談会、茶話会から把握した課題　　※詳細は第4章参照

市社協では、同じ地域に暮らす住民が集まり、地域の現状や暮らしの困りごと、不安、地域の強みなどを共有し「これからの地域に必要な活動」に住民自身が気づき、その実現に向けて話し合う場として２０１４年度（平成２６年度）から２０１７年度（平成２９年度）にかけて住民懇談会、茶話会を開催してきました。

この住民懇談会、茶話会は８地区で合計３６回開催し、延べ１,０６２人の方が参加し、多くの声をいただくことができました。

各地区の住民懇談会・茶話会で共通する意見としては、「家族のような近所付き合いがなくなった」、「おしゃべりやお茶を飲んだりする仲間がいなく寂しい」など人間関係の希薄化に係る意見の他、「便利になりすぎて助けあう必要がなくなった」「地域活動の担い手、リーダーを担う人材がいない」など地域（町内会）活動の縮小化に係る意見も多く挙げられ、その結果、地域住民が参加し楽しむ行事が減少し、地域で子育てを見守る機会が減ってしまう等、地域で起こっている課題には、相関関係があることがわかりました。その中から、特に多くの地区で共通しており、各課題との因果関係も強いことが窺える「みんなで交流する場や行事がますます必要」及び「地域活動に参加する人材の確保・育成がやっぱり必要」の２つの意見を本計画で取り組む課題として反映することとします。

【住民懇談会・茶話会の開催状況】

No.	地区名	実施年度	回　数	延べ参加者数
1	末広	２０１４	5回	１７６人
2	東鷹栖	２０１４	5回	９５人
3	豊岡・新豊岡	２０１５	5回	１８０人
4	朝日	２０１５	5回	１１５人
5	愛宕	２０１５～２０１６	5回	１４６人
6	西	２０１５～２０１６	5回	１８３人
7	緑が丘	２０１６	4回	１０３人
8	神楽宮前	２０１７	2回	６４人
		合　計	３６回	１，０６２人

３、地域福祉活動に関わるアンケート調査結果及び市民モニター調査結果、地域まちづくり推進協議会意見交換会から把握した課題

※詳細は第４章参照

本計画では、旭川市で実施した「地域福祉活動に関わるアンケート調査」及び「市政モニター調査（地域福祉に関する市民意識調査）」の結果、地域まちづくり推進協議会意見交換会結果について共有化を図ることとします。

標記の調査及び意見交換会の結果から、まず、市民がイメージしている地域福祉は、町内会を圏域として設定した「地域における支え合い」と考えている人が多く、最も多く参加している活動としても、町内会の行事や活動が多い結果となっています。

その中で、町内会活動を含む地域福祉活動の活性化を考える上で、参加する担い手の不足は大きな課題となっており、特に定年退職された人や、専業主婦（主夫）、労働に従事している現役世代の参加が期待されている状況となっています。

一方で、参加を期待される側としては、「仕事や家事で時間がないので参加できない」、「情報がないので参加できない」、「活動が煩わしい」等の理由によりミスマッチが起こっている現状があります。つまり「身近な場所で気軽に参加できる雰囲気」や「活動に興味が持てる内容や目的の設定」、「活動への参加方法等の周知」が整備されれば地域福祉活動への参加が促進される可能性があると考えられます。

また、「活動の必要性が高い」と感じている人が多く、「活動できる」と答えた人も多かったものとして「安否確認や見守り」、「話し相手や相談相手」があり、この２つの活動を基本として地域福祉活動を推進する必要があることを再認識する結果となりました。

4、社協・生活支援活動強化方針の反映

全国社会福祉協議会[*13]の地域福祉推進委員会がとりまとめて、２０１７年（平成２９年）５月に改訂された「社協・生活支援活動強化方針（以下「強化方針」）」では、今日の地域における深刻な生活課題や社会的孤立といった地域福祉の課題に応える社協の事業・活動の方向性と具体的な事業展開が提示されました。この強化方針に掲げられた５つの行動宣言を踏まえて本計画を作成することとします。

地域における深刻な生活課題の解決や孤立防止に向けた行動宣言

社会福祉協議会は、住民主体を旨とする地域福祉推進の中核的な組織として、役職員が一丸となって、深刻な生活課題や社会的孤立などの新たな地域福祉の課題に向き合い、地域のあらゆる生活課題を受け止め、相談・支援や解決につなげ、誰もが安心して暮らすことができる地域に根ざした福祉のまちづくりに取り組みます。

１、あらゆる生活課題への対応

私たちは、地域住民から寄せられる多様な生活課題を受け止め、地域を基盤にして解決につなげる支援やその仕組みづくりを行います。とりわけ、経済的困窮やひきこもり、孤立、虐待、権利侵害など深刻な地域の生活課題について、地域住民、民生委員・児童委員、社会福祉施設、専門機関、ボランティア・NPO団体や行政など地域における幅広い協働・連携の場づくりや仕組みづくりを行い、その解決や予防に向けて取り組みます。

２、相談・支援体制の強化

私たちは、生活福祉資金貸付事業や日常生活自立支援事業、ボランティア活動、心配ごと相談事業及び総合相談事業などの実績を活かし、総合相談・生活支援への取り組みを一層強化します。

３、アウトリーチの徹底

私たちは、これまでのコミュニティワーク[*14]や個別支援の実践を基礎に、アウトリーチ（地域に出向いていくこと）を徹底し、制度の狭間や支援につながりにくい生活課題を発見し、問題解決に向けた事業展開と支援のネットワークづくりに取り組みます。

4、地域のつながりの再構築

私たちは、民生委員・児童委員及び社会福祉施設との連携のもと、小学校区や自治会･町内会などを単位とする小地域における住民主体の福祉活動を一層強化するとともに、ボランティア・市民活動センター（担当）の取り組みと一体となって、ボランティア・ＮＰＯ団体、地域の各種団体との協働の取り組みを広げ、地域のつながりの再構築を図り、だれも排除しない地域社会づくりをすすめます。

5、行政とのパートナーシップ＊15

私たちは、地域おける深刻な生活課題への総合相談・生活支援体制の構築、さらには日常生活自立支援事業、成年後見制度＊16 等の権利擁護への体制整備などについて行政に協議や働きかけをすすめます。また、地域福祉計画と地域福祉活動計画の一体的な策定をすすめ､行政とのパートナーシップによる地域福祉施策の充実に取り組みます。

5、策定委員から把握した課題　　※詳細は第4章参照

本計画策定にあたって、地域、高齢、障がい、子育て、学識経験者、行政の各分野から１１人で構成される第６期地域福祉活動計画策定委員会を設置し、各委員が普段の活動、業務で感じている地域の課題について意見をいただき、本計画に反映する課題を整理しました。

旭川市が実施したアンケート調査や各地区で開催した住民懇談会、茶話会で課題として挙がっていた「地域福祉活動に関わる新たな担い手の確保」や「地域福祉活動に係る情報発信」など共通する意見も多く提起された一方で、「孤立（排除）に係る現状の実態把握」、「空き家の地域福祉活動への活用」、「共生的な集いの場の必要性」、「当事者に問題意識がなく潜在化する課題への対応」など､地域福祉活動の実践者としての視点から新たな課題についても把握することができました。

６、　第６期地域福祉活動計画において取り組む課題

前記の１～５をもとに、策定委員会において協議・検討を行い、以下のとおり第６期地域福祉活動計画において取り組む課題を整理しました。

１、ボランティア活動の活性化
２、ボランティア活動や地域福祉活動に関わる新たな担い手の確保
３、地域で困っていても声を出せない人を発見する仕組みの構築
４、身近な地域で困りごとを相談できる窓口と窓口を担う人材の育成
５、ちょっとした困りごとを地域の支えあいで解決する仕組みの構築
６、地域のみんなが集い、交流する場や行事の推進
７、郊外地、農山村地域における支えあいの仕組みづくり
８、地域福祉活動に係る空き家の活用促進
９、地域福祉に関連する組織や団体との連携
１０、地域で困りごとや相談を受けた場合のつなぎ先に関する情報整理、周知
１１、どのような地域福祉活動があるのかの周知、PR の強化
１２、包括的な総合相談体制の整備と人材の育成
１３、地域を基盤としたあらゆる生活課題への対応
１４、地域での支えあいによる冬期間等の生活環境向上
１５、災害時にも対応できる地域のつながりづくり
１６、住民主体の介護予防、健康づくりの推進
１７、組織運営基盤の強化
１８、行政とのパートナーシップのあり方
１９、外部関係機関、団体との連携推進

第3章　計画の内容

第２章で整理した課題を解決に結び付けるための“基本理念”、“基本目標”、“取組の方向”を設定します。本計画では「第４期旭川市地域福祉計画」と整合性を図り作成を行うことから、“基本理念”、“基本目標”、“取組の方向”については共有化を図ることとします。

1、基本理念

旭川で暮らす全ての人が住み慣れた地域で共に支えあい、つながり、安心して暮らしていくための基本理念を、第４期旭川市地域福計画と共通に掲げて地域福祉の推進を目指します。

お互いさまの心がつむぐ
温かな絆で結ばれた
笑顔あふれる地域社会づくり

2、基本目標

基本理念で示した地域社会を実現するため、次の４つの基本目標を掲げることとします。

基本目標1　みんなで支え合う地域福祉の推進

地域福祉の大切さが共有され、地域福祉活動を担う人材が育ち、市民が地域福祉課題に主体的に関われる環境づくりを進めます。また、住民主体の支え合いや地域福祉を支える団体の活動との連携を進め、暮らしにくさや困りごとを抱えた世帯に寄り添いながら、緩やかな支援の手が差し伸べられる取組を促します。

基本目標2　くらしを支える地域福祉施策の推進

福祉サービスが、必要な方に的確に行き渡るよう、社会福祉を目的とする団体等と連携し、相談体制の充実と適正な制度利用を促進します。また、生活困窮者の自立支援や多機関の協働による包括的相談支援体制づくりをはじめ、判断能力の低下した方の権利擁護に資する取組など、暮らしを支える取組を進めます。

基本目標3　いきいきと暮らせる生活環境づくりの推進

住み慣れた地域や居場所において、日常生活上のバリアを軽減したり取り除いたりすることや、地域住民等が主体となった健康増進や介護予防等の取組などを通じて、安心して地域生活を営むことができるための取組を進めます。また、避難行動要支援者*[17]の把握や災害時のボランティアセンターの運営など災害に対する不安の解消につながる取組を進めます。

基本目標4　安定的、継続的な法人運営基盤づくり

※基本目標４は地域福祉活動計画独自の目標となります

市社協が担うべき役割を再認識し将来に向けた安定的、継続的な法人運営を行い、行政とのパートナーシップのもとで職員一同が目標を共有し、一丸となって改革を進めるために、限られた資源を効率的・効果的に活用するための事業見直し、経営改善と基盤整備を進めます。

3、取り組みの方向と実施事業

基本目標の実現に向けて、各目標に対する取り組みの方向性を定め、関連事業を展開します。

基本目標1　みんなで支え合う地域福祉の推進

取り組みの方向１　地域福祉活動への主体的参加の促進と人材育成

【課題認識】
- ボランティア活動の活性化
- ボランティア活動や地域福祉活動に関わる新たな担い手の確保

【実施事業】
１、ボランティアセンター事業
２、旭川市生活支援体制整備事業
３、ファミリーサポートセンター介護型事業
４、認知症サポートセンター事業
５、認知症サポーター養成事業
６、福祉除雪サービス事業

取り組みの方向２　住民主体による支え合いの促進

【課題認識】
・地域で困っていても声を出せない人を発見する仕組みの構築
・身近な地域で困りごとを相談できる窓口と窓口を担う人材の育成
・ちょっとした困りごとを地域の支え合いで解決する仕組みの構築
・地域のみんなが集い、交流する場や行事の推進
・郊外地、農山村地域における支え合いの仕組みづくり
・地域福祉活動に係る空き家の活用促進

【実施事業】
１、地域支えあいのまちづくり推進事業
２、旭川市生活支援体制整備事業（再掲）

取り組みの方向３　地域福祉を支える団体との協働による地域福祉力の向上

【課題認識】
・地域福祉に関連する組織や団体の連携が必要

【実施事業】
１、社会福祉法人のネットワーク構築事業　【新規】

基本目標2　くらしを支える地域福祉施策の推進

取り組みの方向１　地域における福祉サービスの適切な利用の促進

【課題認識】
・地域で困りごとや相談を受けた場合のつなぎ先に関する情報整理、周知
・どのような地域福祉活動があるのかの周知、PR の強化

【実施事業】
１、地域福祉の普及啓発事業
２、福祉人材バンク事業
３、見守り配食サービス事業
４、在宅福祉サービス事業（介護・障害・地域密着型）
５、地域包括支援センター運営事業

取り組みの方向２　困りごとを抱えた市民に対する包括的な相談や支援の促進

【課題認識】　・包括的な総合相談体制の整備と人材の育成
　　・地域を基盤としたあらゆる生活課題への対応

【実施事業】　１、旭川市自立サポートセンター運営事業
　　２、生活福祉資金貸付事業
　　３、母子家庭等就業・自立支援センター事業
　　４、地域包括支援センター運営事業（再掲）
　　５、旭川市における包括的な相談支援体制構築の検討【新規】

取り組みの方向３　地域における権利擁護の体制の整備

【課題認識】　・包括的な総合相談体制の整備と人材の育成
　　・地域を基盤としたあらゆる生活課題への対応

【実施事業】　１、旭川成年後見支援センター運営事業
　　２、日常生活自立支援事業
　　３、法人後見[*18]**事業の検討【新規】**

基本目標3　いきいきと暮らせる生活環境づくりの推進

取り組みの方向１　ひとにやさしい生活環境づくりの推進

【課題認識】　・地域での支えあいによる冬期間等の生活環境向上

【実施事業】　１、福祉除雪サービス事業（再掲）

取り組みの方向２　災害時に備えた地域づくりの推進

【課題認識】　・災害時にも対応できる地域のつながりづくり

【実施事業】　１、**災害ボランティアセンター体制整備事業【新規】**

取り組みの方向３　地域における介護予防や健康づくりの取組の推進

【課題認識】　・住民主体の介護予防・健康づくりの取組の推進

【実施事業】　１、高齢者等健康福祉センター管理運営
　　２、地域支えあいのまちづくり推進事業（再掲）

基本目標4　安定的、継続的な法人運営基盤づくり

取り組みの方向１　地域から信頼される組織づくりの推進

【課題認識】　・組織運営基盤の強化
・行政とのパートナーシップのあり方
・外部関係機関、団体との連携推進

【実施事業】　**１、組織運営の強化【新規】**
２、経営改善の推進【新規】
３、行政とのパートナーシップの推進【新規】
４、地域福祉活動計画の評価
５、福祉関係団体事務の運営・協力

4、事業の体系

基本理念

お互いさまの心がつむぐ
温かな絆で結ばれた笑顔あふれる地域社会づくり

基本目標 1

みんなで支え合う地域福祉の推進

課　題	取り組みの方向	実施事業
1 ボランティア活動の活性化 2 ボランティア活動や地域福祉活動に関わる新たな担い手の確保	1 地域福祉活動への主体的参加の促進と人材育成	1 ボランティアセンター事業 2 旭川市生活支援体制整備事業 3 ファミリーサポートセンター介護型事業 4 認知症サポートセンター事業 5 認知症サポーター養成事業 6 福祉除雪サービス事業
3 地域で困っていても声を出せない人を発見する仕組みの構築 4 身近な地域で困りごとを相談できる窓口と窓口を担う人材の育成 5 ちょっとした困りごとを地域の支え合いで解決する仕組みの構築 6 地域のみんなが集い、交流する場や行事の推進 7 郊外地、農山村地域における支え合いの仕組みづくり 8 地域福祉活動に係る空き家の活用促進	2 住民主体による支え合いの促進	1 地域支えあいのまちづくり推進事業 2 旭川市生活支援体制整備事業（再掲）
9 地域福祉に関連する組織や団体の連携が必要	3 地域福祉を支える団体との協働による地域福祉力の向上	1 社会福祉法人のネットワーク構築事業 【新規】

基本目標 2

くらしを支える地域福祉施策の推進

課　題	取り組みの方向	実施事業
10 地域で困りごとや相談を受けた場合のつなぎ先に関する情報整理、周知 11 どのような地域福祉活動があるのかの周知、PRの強化	1 地域における福祉サービスの適切な利用の促進	1 地域福祉の普及啓発事業
		2 福祉人材バンク事業
		3 見守り配食サービス事業
		4 在宅福祉サービス事業（介護・障害・地域密着型）
		5 地域包括支援センター運営事業
12 包括的な総合相談体制の整備と人材の育成 13 地域を基盤としたあらゆる生活課題への対応	2 困りごとを抱えた市民に対する包括的な相談や支援の促進	1 旭川市自立サポートセンター運営事業
		2 生活福祉資金貸付事業
		3 母子家庭等就業・自立支援センター事業
		4 地域包括支援センター運営事業（再掲）
		5 旭川市における包括的な相談支援体制構築の検討【新規】
	3 地域における権利擁護の体制の整備	1 旭川成年後見支援センター運営事業
		2 日常生活自立支援事業
		3 法人後見事業の検討【新規】

基本目標 3

いきいきと暮らせる生活環境づくりの推進

課 題	取り組みの方向	実施事業
14 地域での支えあいによる冬期間等の生活環境向上	1 ひとにやさしい生活環境づくりの推進	1 福祉除雪サービス事業（再掲）
15 災害時にも対応できる地域のつながりづくり	2 災害時に備えた地域づくりの推進	1 災害ボランティアセンター体制整備事業【新規】
16 住民主体の介護予防、健康づくりの推進	3 地域における介護予防や健康づくりの取組の推進	1 高齢者等健康福祉センター管理運営事業
		2 地域支えあいのまちづくり推進事業（再掲）

基本目標 4

安定的、継続的な法人運営基盤づくり

課 題	取り組みの方向	実施事業
17 組織運営基盤の強化 18 行政とのパートナーシップのあり方 19 外部関係機関、団体との連携推進	1 地域から信頼される組織づくりの推進	1 組織運営の強化【新規】
		2 経営改善の推進【新規】
		3 行政とのパートナーシップの推進【新規】
		4 地域福祉活動計画の評価
		5 福祉関係団体事務の運営・協力

5、実施事業の内容

【 基 本 目 標 1 】 みんなで支え合う地域福祉の推進

【 取組の方向 1 】 地域福祉活動への主体的参加の促進と人材育成

【 実 施 事 業 1 】 ボランティアセンター事業　　【 区　分 】 自主・社会福祉事業

子どもをはじめ幅広い世代へボランティア活動の理解を広め、新たな活動者を発掘・養成するとともに、気軽に参加できるような環境づくり等、活動支援の充実を図ります。 また、多様化する個別支援ニーズに対応するため、ボランティアセンターの機能強化に取り組みます。

現状と課題

【現状及び評価】

1 「ボランティアをしてほしい人」の相談を受け、「ボランティアをしたい人」への活動紹介及び調整をしています。

2 ボランティア活動者・団体への情報発信や資機材の貸出等により、活動の支援を行っています。

3 ボランティア活動の意義や必要性を伝え、ニーズに合わせた担い手の養成を行っています。

4 学校との連携により、共に生きる力を育む福祉教育の推進を支援しています。

5 市民の善意による金銭や物品の寄附を受け、福祉施設や生活困窮等により物品を必要としている人へ配分しています。また、介護用品等の物品を貸出しています。

【課　題】

1 ボランティアのなり手や地域福祉活動を支える担い手が固定化し不足しています。

2 活動したいと思ってもできない人や未活動の登録者がいるため、活動支援の充実が必要です。

3 「ボランティアをしてほしい人や団体」からの相談が多様化し、ボランティアセンターの機能強化が必要です。

4 次世代を担う児童や生徒、学生に対して地域福祉活動の普及啓発が求められています。

5 物品を寄附したい人と必要としている人のタイムリーな橋渡しが求められています。

【重点目標・指標】

1 新たな担い手がボランティア活動に参加できるよう支援を行います。[新規活動者20人／年間]

2 総合的な学習の時間等において、ボランティアプログラムを活用する学校の増加を目指します。[市内小学校の5割：23校／5年間]

No.	第6期計画での主な取組事項	概要	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	新たな担い手の発掘・養成、活動支援	これまで活動に参加していない人や団体、企業へ働きかけます。	ボランティア養成講座の開催（生活支援コーディネーター＊19と連携）				
		「ボランティアハンドブック」を活用します。	養成講座で配布・活用				
		新規ボランティアが活動に参加しやすい環境づくりを行います。	ボランティアカフェ・交流会の開催（年4回）				
		気軽に参加できる多様な活動を把握し、発信します。	関係機関・団体からの情報収集				
2	ボランティアセンターの機能強化	生活支援コーディネーターや地域包括支援センター等と連携したニーズへの対応を強化します。	地域連絡会議への参加（4地域）				
		ボランティアコーディネーター＊20のスキルアップを図ります。	研修参加（年2回）				
3	児童、生徒、学生を対象とした普及啓発	地域福祉活動の普及啓発プログラムを発信します。	発 信				
		協力機関と連携し、ボランティアの拡充を図ります。	随時連携・拡充				
4	愛情銀行の普及啓発・情報発信	関係機関・団体との連携を強化し、タイムリーな物品の橋渡しを行います。	随時連携				
		事業の普及啓発と情報発信を行います。	情報発信				

【 基 本 目 標 1 】 みんなで支え合う地域福祉の推進

【 取組の方向 1 】 地域福祉活動への主体的参加の促進と人材育成

【 実 施 事 業 2 】 旭川市生活支援体制整備事業　　【 区　分 】 委託(市)・社会福祉事業

高齢者が安心して住みやすいまちづくりを目指し、身近な地域の住民組織や関係団体と連携して支え合い活動の推進や生活支援の充実を図ります。また、地域でボランティアとして活動する方の養成・支援を行うほか、高齢者のこれまでの経験を地域で活かせるような環境づくりに取り組みます。

現状と課題

【現状及び評価】

1 2018年度(平成30年度)から旭川市全域を4分割し、各地域に生活支援コーディネーターが配置されました。

2 高齢者の生活支援や介護予防に関する社会資源の実態把握を行っています。

3 ボランティアや地域活動の担い手の養成・活動支援を目的とした講座や催しを開催しています。

4 シニア世代や元気高齢者に活躍してもらう地域プログラムを実施しています。

5 地域課題に応じて、住民や専門職、関係団体が参加・連携し対応を図るネットワーク構築を進めています。

6 ボランティアや関係団体、専門職と連携した社会資源の開発に取り組んでいます。

【課　題】

1 地域包括支援センターと連携を図り、高齢者の生活支援ニーズ把握が必要です。

2 高齢者支援に関係する住民やボランティア、専門職などが集い、地域課題や地域特性などについて情報交換を行う懇談会(協議体)等の開催が求められています。

3 生活支援コーディネーターの活動事例の蓄積と、関係団体による事例の共有が求められています。

4 ボランティア活動や地域福祉活動に関わる担い手が固定化・不足しています。

【重点目標・指標】

1 生活支援ニーズの把握や対応について関係機関と連携し取組みます。[活動件数:40件／年間]

2 新たな担い手を養成し、ボランティア活動や地域活動につなげます。[新規養成者40人／年間]

No.	第6期計画での主な取組事項	概要	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	生活支援ニーズの把握と対応	生活支援コーディネーター地域連絡会議を通じたニーズ把握を行います。	地域包括支援センターとの連携による連絡会議の開催(年3回)				
		懇談会(協議体)等の開催を通じたニーズ把握を行います。	開催準備	各圏域における懇談会(協議体)等の開催(4地域・11圏域)			
		地域ケア推進会議*21等を通じて、関係機関と連携した生活支援ニーズへの対応を図ります。	地域ケア推進会議等の参加を通じた生活支援ニーズへの対応強化(4地域／年間40件)				
2	生活支援コーディネーターの活動・役割の周知	報告会等を開催し、関係団体に対してコーディネーターの役割等の周知を行います。	活動事例の報告会等の開催(4回／年)				
3	新たな担い手の発掘・養成、活動支援	ボランティアセンターと連携し、新たな担い手の養成・活動支援を行います。	養成研修の開催(ボランティアセンターと連携)(年2回／全市)(年2回／4地域)				

【 基 本 目 標 1 】 みんなで支え合う地域福祉の推進

【 取組の方向 1 】 地域福祉活動への主体的参加の促進と人材育成

【 実 施 事 業 3 】 ファミリーサポートセンター介護型事業　　【 区　分 】 委託(市)・社会福祉事業

住民相互の支え合いの仕組みにより、介護家族の負担軽減や高齢者等の地域生活を支援し、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進します。

現状と課題

【現状及び評価】

1 年2回、養成講座を開催し、2018年度(平成30年度)については包括圏域2か所で養成講座を開催しています。

2 養成講座・提供会員意見交流会等で地域活動紹介をしていますが、地域活動団体と提供会員をつなぐ情報交換会は開催に至っていません。

3 生活支援コーディネーターと連携し、事業周知を実施しました。

【課　題】

1 延べ利用回数が減少しています。

2 未活動会員が増加しています。

3 未活動会員等の地域活動へのつなぎが必要です。

4 住民参加型在宅福祉サービス[*22]の複数利用時における対応など、事業間の連携が求められています。

【重点目標・指標】

1 利用回数及び新規活動会員数の増加を目指します。[利用回数60回増／年、新規活動者数30人増／年]

No.	第6期計画での主な取組事項	概要	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	事業周知の強化	専門職や地域・カフェ・サロン等へ事例集等を活用した事業周知を行います。	事例集作成				
			事例集等を活用した周知 (専門職・団体20件／年、地域・カフェ・サロン30か所／年)				
2	提供会員の養成と活動支援	養成講座を開催します。	年3回開催 (50人養成／年、30人新規活動／年)				
		レベルアップ講習会を開催します。	年1回開催 (50人参加／年)				
		提供会員意見交流会等を開催します。	年1回開催 (50人参加／年)				
			生活支援コーディネーター活動圏域における小地域交流会の開催 (年2回開催(20人参加／年)				
3	住民参加型在宅福祉サービス事業等の連携	複数事業に跨る相談対応の円滑な連携を図ります。	連携実施				

【 基 本 目 標 1 】 みんなで支え合う地域福祉の推進

【 取組の方向 1 】 地域福祉活動への主体的参加の促進と人材育成

【 実 施 事 業 4 】 認知症サポートセンター事業　　【 区　分 】 委託(市)・社会福祉事業

住民相互の支え合いの仕組みにより、認知症介護家族の負担軽減や高齢者等の地域生活を支援し、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進します。

現状と課題

【現状及び評価】

1 年2回、養成講座を開催し、2018年度(平成30年度)については包括圏域2か所で養成講座を開催しました。

2 養成講座・提供会員意見交流会等で地域活動紹介を行っていますが、地域活動団体と提供会員をつなぐ情報交換会は開催に至っていません。

3 生活支援コーディネーターと連携し、事業周知を実施しました。

4 当事者組織の活動支援を継続的に行いました。

【課　題】

1 依頼会員が減少傾向にあります。

2 未活動会員が増加しています。

3 未活動会員等の地域活動へのつなぎが必要です。

4 住民参加型在宅福祉サービスの複数利用時における対応など、事業間の連携が求められています。

【重点目標・指標】

1 利用回数及び新規活動会員数の増加を目指します。[利用回数30回増／年、新規活動者数15人増／年]

No.	第6期計画での主な取組事項	概要	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	事業周知の強化	専門職や地域・カフェ・サロン等へ事例集等を活用した事業周知を行います。	事例集作成				
			事例集等を活用した周知 (専門職・団体20件／年、地域・カフェ・サロン30か所／年)				
2	提供会員の養成と活動支援	養成講座を開催します。	年3回開催 (50人養成／年、30人新規活動／年)				
		レベルアップ講習会を開催します。	年1回開催 (50人参加／年)				
		提供会員意見交流会等を開催します。	年1回開催 (50人参加／年)				
			生活支援コーディネーター活動圏域における小地域交流会の開催 (年2回開催(20人参加／年)				
3	住民参加型在宅福祉サービス事業等の連携	複数事業に跨る相談対応の円滑な連携を図ります。	連携実施				

【 基 本 目 標 1 】 みんなで支え合う地域福祉の推進

【 取組の方向 1 】 地域福祉活動への主体的参加の促進と人材育成

【 実 施 事 業 5 】 認知症サポーター養成事業 【 区 分 】 委託(市)・社会福祉事業

認知症サポーターの養成等を通じて、認知症に関する正しい知識の普及や新たな担い手の養成に取り組み、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを推進します。

現状と課題

【現状及び評価】

1 毎年、年間3，000人以上のサポーターを養成しています。

2 キャラバン・メイト＊24に、メールマガジンや、交流会等で情報発信を行っています。

3 認知症サポーター等養成講座開催時に情報発信を行っています。

【課 題】

1 認知症サポーターのさらなる養成が必要です。

2 認知症サポーターの活動促進が求められています。

3 未活動のキャラバン・メイトの活動促進が求められています。

【重点目標・指標】

1 養成した認知症サポーターの地域福祉活動への参加を促進します。[ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ登録、提供会員登録等20人／年]

No.	第6期計画での主な取組事項	概要	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	認知症サポーターの養成	認知症サポーター養成講座を開催します。	随時開催（3,500人養成／年）		随時開催（目標値に合わせて養成）		
2	認知症サポーターの活動促進	ボランティアセンター・地域包括支援センター・認知症カフェ等と連携し、活動促進を行います。	随時（ﾎﾞﾗﾝﾃｨｱ登録、提供会員登録等20人／年）				
			サポーターステップアップ講座、メイト・サポーター等小地域交流会の開催（5地区で開催／年）				
					報告会の開催		
		活動情報等を発信します。	随時実施（養成講座開催時）				
3	キャラバン・メイトの活動支援	情報交換会を開催します。	市内全体（年1回開催）（参加者50人／回、新規養成メイト参加10人／回）				
			小地域（年5回開催）（参加者10人／回、新規養成メイト参加5人／回）				
		メールマガジン等で情報発信を行います。	情報発信（4回／年）				

【 基 本 目 標 1 】 みんなで支え合う地域福祉の推進

【 取組の方向 1 】 地域福祉活動への主体的参加の促進と人材育成

【 実 施 事 業 6 】 福祉除雪サービス事業　　【 区　分 】 委託(市)・社会福祉事業

住民相互の支え合いの仕組みにより、自力では除雪が困難な高齢者等の地域生活を支援し、誰もが安心して暮らせる地域づくりを推進します。

現状と課題

【現状及び評価】

1 提供会員が減少しています。

2 提供会員の確保や調整が十分にできない場合があります。

【課　題】

1 提供会員の確保が必要です。

2 住民参加型在宅福祉サービスの複数利用時における対応など、事業間の連携が求められています。

【重点目標・指標】

1 提供会員の増加を目指します。[新規提供会員数30人／年]

No.	第6期計画での主な取組事項	概要	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	提供会員の確保	ボランティアセンターや関係機関等との連携をはじめ、小地域における説明会等を実施し、提供会員の確保に努めます。	ボランティアセンター等の連携　随時実施				
			10地区で事業説明会を実施				
2	住民参加型在宅福祉サービス事業等の連携	複数事業に跨る相談対応の円滑な連携を図ります。	随時実施				

【 基 本 目 標 1 】 みんなで支え合う地域福祉の推進

【 取組の方向 2 】 住民主体による支え合いの促進

【 実 施 事 業 1 】 地域支えあいのまちづくり推進事業　　【 区　分 】 補助(市)・社会福祉事業

住民主体の「人間関係づくり」・「居場所づくり」・「役割づくり」を推進し、誰もができる限り住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるまちづくり・福祉コミュニティの形成を進めます。

現状と課題

【現状及び評価】

1 地域・在宅福祉部会での見直しを踏まえ、新たな「地域支えあいのまちづくり推進事業」に取り組んでいます。

2 安心見守り事業やふれあいサロン事業等の実施地区が増え、住民主体のまちづくりが推進されています。

3 民間事業所(新聞販売店や公衆浴場)や福祉事業所(グループホーム等)との連携促進を支援しています。

4 生活支援体制整備事業やボランティアセンターと連携し、住民主体の地域づくりを支援しています。

5 旭川市市民委員会連絡協議会、旭川市民生委員児童委員連絡協議会と共催で、安心見守り事業に関する研修会を開催しています。

【課　題】

1 見守りを必要とする対象者の把握が求められています。

2 見守りを拒否している方の実態把握が必要です。

3 見守りを通じて困りごとの発見と解決が求められています。

4 多様なニーズに応じたサロンの推進が求められています。

5 集いの場に参加できない人がいます。

6 地区社協活動の周知啓発が不足しています。

7 継続的に地域ニーズの把握が必要です。

8 役員の固定化、担い手不足が生じています。

9 郊外地・農山村地域における支えあいの仕組みづくりが求められています。

【重点目標・指標】

1 安心見守り事業の推進強化に取り組みます。[対象者の増加、担い手の増加、研修の開催]

2 新たな担い手の発掘・養成と活動支援を行います。[新規の地域福祉活動・地区社協活動者の増加]

No.	第6期計画での主な取組事項	概要	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	安心見守り事業	地域性に応じた対象者把握の強化を図ります。	活動事例集の作成	事例集を活用した対象者把握強化の支援			
		見守り拒否者(孤立している人)の把握を行います。	把握方法の整理	集約及び支援			
		担い手の養成とスキルアップを図ります。		養成講座開催		養成講座開催	
			スキルアップ研修の開催(年1回)				
		「安心見守り事業の手引き」を用いて個人情報の取扱いについての啓発を行います。		養成講座での啓発		養成講座での啓発	
			スキルアップ研修での啓発				
2	ふれあいサロン事業	多様なニーズに応じたサロンの開催支援を行います。	情報把握・支援				
		空き家等の活用(より身近な場所での開催)を促進します。	活用事例集の作成	事例集を活用した事業実施の支援			
		サロン会場への交通手段の検討を行います。		社会福祉法人ネットワークでの検討			
3	地区社協活動の計画的推進支援、及び啓発	「地区社協活動要覧」を作成・発行します。	情報収集	作成・発行			見直し
		地区社協広報紙の発行を支援します。	実施地区の拡充				
		地区社協実践計画の策定地区の支援を行います。	策定地区の支援実施				
4	継続的な地域ニーズの把握	茶話会等を開催し、ニーズの把握と地域の特性を活かした活動を支援します。	茶話会等の開催、及び地域特性を活かした事業の活用促進(各年1地区)				
5	新たな担い手の発掘・養成、活動支援	現役世代や企業等の地域活動参加を促進します。	活動事例集の作成	事例集を活用した新たな担い手の地域活動参加支援			
6	郊外地・農山村地域における支え合いの仕組みづくり	郊外地特有の地域のニーズについて話合い、新たな支えあいの仕組み等を検討します。	モデル地区選定 話し合いの実施	新たな支えあいの仕組みの実施			

【 基 本 目 標 1 】 みんなで支え合う地域福祉の推進

【 取組の方向 3 】 地域福祉を支える団体との協働による地域福祉力の向上

【 実 施 事 業 1 】 社会福祉法人のネットワーク構築事業　　【 区　分 】 自主・社会福祉事業

社会福祉法人制度の改革にともない、社会福祉法人が行う地域における公益的な取り組みとして、社会福祉法人のネットワークを築き、貧困と格差社会において必要とされている、就労援助・生活援助ならびに子どもの元気を支える事業を推進します。

現状と課題

【現状及び評価】

1 過年度は社会福祉法の改定に合わせ、旭川市内の社会福祉法人が一つになり、勉強会を開催しました。

2 各法人の財産を資産とした社会福祉充実計画[*25]の策定と社会貢献事業の実施には至りませんでした。

3 旭川市内の社会福祉法人に呼びかけ、勉強会のテーマ集約を行いました。

4 ネットワーク構築に向けた準備会議の開催には至りませんでした。

【課　題】

1 地域を取り巻く情勢が変化する中で、社会福祉法人の公益的な取り組みを再考する必要があります。

2 旭川市内社会福祉法人のネットワークを活かして公益的な事業を行うには、「参加しやすい」、「運営しやすい」事業が求められています。

【重点目標・指標】

1 市内の社会福祉法人のネットワーク構築を行います。[40法人／5年]

No.	第6期計画での主な取組事項	概要	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	社会福祉法人のネットワーク構築	準備会を開催し、事業の内容や進め方の検討を行います。	事業検討、事業計画作成	事業実施 10法人	20法人	30法人	40法人
		市内社会福祉法人への説明、及び参画意向確認を行います。	説明会（年2回） 意見交換会（年2回）	説明会・意見交換会の開催（各年1回）			
2	事業の周知	地域住民に対して事業の周知を行います。		市社協広報紙等による周知活動の実施			

【 基 本 目 標 2 】 くらしを支える地域福祉施策の推進

【 取組の方向 1 】 地域における福祉サービスの適切な利用の促進

【 実 施 事 業 1 】 地域福祉の普及啓発事業　　【 区　分 】 自主・社会福祉事業

広報紙「社協あさひかわ」やホームページにより、市社協や地区社協の活動、ボランティア活動等の情報発信を行うと共に、身近な地域福祉課題について考えられる研修会を開催することにより、更なる住民主体の地域福祉活動を推進します。

現状と課題

【現状及び評価】

1 広報紙「社協あさひかわ」を年3回（1回あたり143，000部）発行し、併せてホームページでの公開も行っています。

2 広報紙「社協あさひかわ」の発行に際し、各号2～3回編集委員会を開催し、分かりやすく親しみ紙面づくりを行っています。

3 広報紙「社協あさひかわ」未配付世帯への情報発信方法について、地区社協会長・事務局長会議等で検討しました。

4 3団体（市民委員会連絡協議会、民生委員児童委員連絡協議会、市社協）共催により、広く一般市民を対象とした「地域支えあいのまちづくりセミナー」を開催しました。

【課　題】

1 広報紙「社協あさひかわ」未配付世帯等への情報発信が求められています。

2 SNS＊[26]などを活用した情報発信が求められています。

3 参加者が固定化傾向にあり、新たな活動の担い手の確保につながっていません。

【重点目標・指標】

1 全世帯への周知、情報発信を行います。

2 新たな担い手の養成や確保につながるセミナーを開催します。［参加者の地域活動へのつなぎ（紹介）10人／年］

No.	第6期計画での主な取組事項	概要	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	町内会未加入世帯等への情報発信方法の検討	旭川市や地区社協会長・事務局長連絡会議等で配布方法も含め検討・実施します。	検　討	検討結果により随時実施			
		従来のホームページに加え、その他SNSを活用した情報発信について検討・実施します。	検討・実施				
2	「地域ささえあいのまちづくりセミナー」の開催	新たな担い手の確保やノーマライゼーション＊[27]を推進するため、テーマや手法を検討し、セミナーを開催します。	見直し	セミナー開催 年1回			

【 基 本 目 標 2 】 くらしを支える地域福祉施策の推進

【 取組の方向 1 】 地域における福祉サービスの適切な利用の促進

【 実 施 事 業 2 】 福祉人材バンク事業　　【 区　分 】 委託（道社協）・社会福祉事業

福祉人材無料職業紹介事業の適切な運営に努め、福祉の職場で働きたい人と、職員を採用したい福祉の職場をつなぐ橋渡しを行います。

現状と課題

【現状及び評価】

1 高齢社会の進行により福祉サービスのニーズの増大、高度化、複雑化が一層進む傾向にあることから、社会福祉従事者を相当数確保する必要があります。

2 若年労働者の減少が進んでいることから、社会福祉に対する理解を深めるとともに、労働条件の改善等により魅力ある職場作りを進める等、福祉人材確保に積極的に取り組まなければ深刻な求人難に陥ることが予想されます。

3 2017年度（平成29年度）から担当圏域が上川管内に拡大され、専任職員（キャリア支援専門員）も配置されました。

【課　題】

1 求職者への事業周知が必要です。

2 旭川市外の求人求職登録の増加が求められています。

3 旭川市外のハローワークとの連携強化が必要です。

4 特に保育関係の求人求職登録の増加が求められています。

【重点目標・指標】

1 求職者の円滑な就労と定着を目指します。

No.	第6期計画での主な取組事項	概要	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	福祉人材無料職業紹介事業の実施	求人求職登録による情報提供と就労斡旋を行います。	無料職業紹介				
2	事業の周知活動	認知度向上のための事業PRを行います。	事業PR（有料・無料）				
3	マンパワー活用講習会・就職相談会の開催	福祉に関する知識等と求人内容の理解を深める機会を提供します。	講習会2回 相談会6回	見直し 見直し結果に基づき実施			
4	関係機関との連携による出張相談	ハローワーク等との連携による資格や仕事に関する個別相談を実施します。	市内16回 市外15回	見直し 見直し結果に基づき実施			
5	北海道福祉人材センターとの連携	道センター主催事業への協力と連携を行います。	協力・連携				

【 基 本 目 標 2 】 くらしを支える地域福祉施策の推進

【 取組の方向 1 】 地域における福祉サービスの適切な利用の促進

【 実 施 事 業 3 】 見守り配食サービス事業　　【 区　分 】 委託(市)・社会福祉事業

日常生活において見守りが必要な高齢者等に対して、バランスのとれた食事の提供・配達と合わせた見守り支援を行うことで、安心して暮らせる地域づくりを推進します。

現状と課題

【現状及び評価】

1 実利用者数及び配食数が減少傾向にあります。

2 心身機能の低下等、利用者状況が重度化傾向にあります。

3 介護支援専門員*[28]等に対する事業周知が充分にできていません。

【課　題】

1 配食サービスのさらなる事業周知が求められています。

2 高齢者のニーズに応じた食事内容の検討、配達時の見守り対応強化が必要です。

3 住民参加型在宅福祉サービスの複数利用時における対応など連携が求められています。

【重点目標・指標】

1 利用者数の増加を目指します。[利用者数20人増／年]

No.	第6期計画での主な取組事項	概要	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	事業周知	各地域包括支援センターおよび居宅介護支援事業所等への事業周知を行います。	居宅介護支援事業所、地域包括支援センター等への周知（30件／年）				
		地域包括支援センター圏域における小地域での試食会を行います。	3圏域で実施	3圏域で実施	3圏域で実施	2圏域で実施	検証結果に基づき実施
2	利用者の見守り対応強化、配食事業者の資質向上	配食業者会議において、配達時の見守り対応強化の検討を行います。	配食業者会議の開催（年12回）				
		配食業者会議において、配達時の見守り対応強化の検討を行います。	配食業者研修の開催（年1回）				
3	住民参加型在宅福祉サービス事業等の連携	複数事業に跨る相談対応の円滑な連携を図ります。	連携実施				

【 基 本 目 標 2 】 くらしを支える地域福祉施策の推進

【 取組の方向 1 】 地域における福祉サービスの適切な利用の促進

【 実 施 事 業 4 】 在宅福祉サービス事業（介護・障害・地域密着型） 【 区 分 】 自主・社会福祉事業

地域で生活する高齢者や障がい者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、自立支援の視点に基づいた介護保険・障害福祉サービスの提供に努めます。

現状と課題

【現状及び評価】

1 介護従事者の不足が深刻化しています。【訪問介護・居宅介護・地域密着型】
2 介護予防サービス提供時間の検討が求められています。【訪問介護】
3 要介護認定調査件数の増加に伴い、業務量が増加しています。【居宅介護支援】
4 加算取得や担当件数など、法改正への対応が必要です。【共通】
5 事務処理の効率化を図る業務システム変更の検討が必要です。【共通】

【課 題】

1 人材の発掘が求められています。【訪問介護・居宅介護・地域密着型】
2 自立支援の視点から適正なサービス提供時間の設定が必要です。【訪問介護】
3 要介護認定調査件数・プラン作成件数の検討が必要です。【居宅介護支援】
4 加算取得や担当件数等、法改正に対応した体制整備が必要です。【共通】
5 2021年度の制度改正に向けた事業所運営体制の見直しが必要です。【共通】
6 サービス実績や請求管理等の新たな業務システムの構築が必要です。【共通】

【重点目標・指標】

1 2021年度の制度改正に向けた体制整備を行います。［運営体制の見直し、業務システムの見直し］

No.	第6期計画での主な取組事項	概要	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	【訪問・居宅・地域密着型】人材の確保及び育成	介護職員初任者研修＊29等を開催します。	情報収集・検討	（必要に応じ）開催			
2	【共通】事業所体制の検討・再構築	2021年度制度改正を見据えた事業所運営体制の見直しを行います。	情報収集・検討		実施		
3		ICT＊30を活用した業務の効率化、負担軽減のための新業務システムの導入を行います。	情報収集・検討	導入			

【 基 本 目 標 2 】 くらしを支える地域福祉施策の推進

【 取 組 の 方 向 1 】 地域における福祉サービスの適切な利用の促進

【 実 施 事 業 5 】 地域包括支援センター運営事業　　【 区　分 】 委託(市)・公益事業

地域包括ケアシステム[*31]の構築を目指し、高齢者の総合相談窓口としての対応に努めるとともに、医療・介護等の関係機関や地域のネットワーク構築、住民主体の介護予防・地域福祉活動推進に取り組みます。

現状と課題

【現状及び評価】

1 中央圏域4地区の高齢化率はいずれも30%を超え、地縁組織や活動の担い手が減少・不足しています。

2 相談対応件数は毎年2千件超、介護予防支援の担当件数は委託ケースを含め約500件／月で増加傾向にあります。

3 相談内容の多くが認知症に関連しているほか、生活困窮や障害、精神疾患など課題が多様化しています。

【課　題】

1 ニーズ・課題の早期発見・早期対応が必要です。

2 関係機関・団体との連携強化が求められています。

3 住民主体・住民参加で高齢者を支える仕組みづくりが求められています。

4 介護予防や自立支援の視点に基づく相談対応、ケアマネジメント実践が求められています。

5 法改正や制度見直しを見据えた対応が必要です。

【重点目標・指標】

1 個別支援を通じた地域課題の把握とその解決に向けた検討や連携に取り組みます。

No.	第6期計画での主な取組事項	概要	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	ニーズ・課題の把握	潜在的な困りごと・ニーズを早期発見・対応につなげるための戸別訪問を実施します。	戸別訪問調査の実施（圏域内の1地区を選定）				
		介護予防支援対象者から把握したニーズを基に地域課題としての対応や解決につなげます。	ニーズ把握・連携	ニーズに基づいた新たな仕組みの検討		継続的なニーズ把握と仕組みの検討	
2	地域ケア推進会議の開催	地域課題の把握・共有、解決策検討のための地域ケア推進会議を開催します。	地域ケア推進会議の開催（4地区）	圏域版ケア会議の開催		地域の状況に応じた地域ケア推進会議の開催	
3	懇談会（協議体）・生活支援コーディネーターとの連携	懇談会（協議体）への参加等、生活支援コーディネーターと連携を図ります。	地域連絡会議や懇談会（協議体）への参加を通じた連携【連絡会議3回／年、懇談会 随時】				
4	医療と介護の連携	医療機関と介護専門職等との連携強化を図ります。	医療と介護、地域等のネットワークづくり【情報交換会の開催2～3回／年】				
5	介護予防団体の支援	介護予防を目的とした活動の立ち上げや継続の支援を行います。	立ち上げ支援 【3か所／年】				
			活動の継続支援 【随時】				

【 基 本 目 標 2 】 くらしを支える地域福祉施策の推進

【 取組の方向 2 】 困りごとを抱えた市民に対する包括的な相談や支援の促進

【 実 施 事 業 1 】 旭川市自立サポートセンター運営事業　　【 区　分 】 委託(市)・社会福祉事業

生活困窮者自立支援法[*32]に基づく自立相談支援事業として、仕事や生活に関する経済的な困りごとについての相談を受け、解決するためのプランを一緒に考え、利用できる制度やサービス、就労支援に関する社会資源を活用しながら自立して暮らすことができるように個々の状況に応じた支援を行います。

現状と課題

【現状及び評価】

1 支援プランの作成件数が増加しています。
2 自ら相談行動をとることができない対象者が多い傾向にあります。
3 社会資源が不足しているため、終結せず滞留するケースが増えています。
4 市広報紙への掲載、出張相談会の実施、町内会への回覧等によりセンターの周知に効果がありました。
5 支援調整会議及び支援調整全体会議で事例を共有することにより関係機関とのネットワークづくりが促進されました。
6 法人内事例検討会の定期開催により内部に情報共有は促進されました。

【課　題】

1 自ら相談することが難しく、地域に潜在化している支援対象者への対応が必要です。
2 住民、関係機関を対象とした周知活動の強化が求められています。
3 相談者が地域とつながり、役割や参加を創出する活動の推進が必要です。

【重点目標・指標】

1 既存の仕組みで解決できない課題への対応を検討します。[1テーマ／年]

No.	第6期計画での主な取組事項	概要	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	既存の仕組みで解決できない課題への対応	課題に対応した部会を開催します。	部会の開催・検討（年5～6回）				
2	関係機関及び行政庁内のネットワークづくり	支援調整会議を開催します。	支援調整会議の開催（年24回）				
		支援調整全体会議を開催します。	支援調整全体会議の開催（年2回）				
3	センターの周知啓発	ハローワーク、公民館、地区センターでの出張相談会を開催します。	出張相談会の開催（年2回）				
		地区民協、地区社協、町内会での出張説明会を開催します。	出張説明会の開催（年2回）				
4	地域福祉事業との連携	地区社協活動、ボランティアセンター、生活支援コーディネーター等と連携します。	相談者に対する地域福祉活動説明会等の開催（年1回） 個別ケースにおける連携（随時）				

【 基 本 目 標 2 】 くらしを支える地域福祉施策の推進

【 取組の方向 2 】 困りごとを抱えた市民に対する包括的な相談や支援の促進

【 実 施 事 業 2 】 生活福祉資金貸付事業　　【 区　分 】 委託・補助（道社協）・社会福祉事業

民生委員・児童委員や自立サポートセンター等と連携を図りながら、経済的な支援を必要とする方に対して貸付相談を行います。

現状と課題

【現状及び評価】

1 金銭的な課題だけでなく、生活全般の複合的な課題を抱えている相談が増加しています。

2 家計再建に向けた相談の中で、複雑な課題を抱えているため具体的な支援策を提案できない場合があります。

3 道社協[*33]や民生委員・児童委員との連携により適切な償還指導が実施できています。

4 関係機関との連携において、貸付制度の理解が不十分な場合がありました。

【課　題】

1 多様化するニーズに対応する相談体制構築が必要です。

2 既存の貸付制度では対応できない場合の新たな仕組みづくりが求められています。

3 関係機関に対する制度周知と理解を促進するためのネットワークづくりが必要です。

【重点目標・指標】

1 相談員のスキルアップを行い、相談支援体制の強化を目指します。

No.	第6期計画での主な取組事項	概要	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	相談支援体制の強化	相談員のスキルアップを目的とした研修に参加します。	研修への参加（法人内年6回、外部年2回）				
2	ニーズに対応した新たな仕組みの検討	既存の制度では対応できない場合の仕組みを検討します。	新たな事業の検討	事業の実施（社会福祉法人ネットワークとの連携）			
3	関係機関とのネットワークづくり	関係機関との連携強化を図ります。	各種連絡会議等への参加（年4回）				

【 基 本 目 標 2 】 くらしを支える地域福祉施策の推進
【 取組の方向 2 】 困りごとを抱えた市民に対する包括的な相談や支援の促進
【 実 施 事 業 3 】 母子家庭等就業・自立支援センター事業 【 区 分 】 委託(市・道)・社会福祉事業

母子家庭等の社会的自立を支援するために就業に係る情報提供や生活全般にわたる相談を行います。

現状と課題

【現状及び評価】
1 就労だけにとどまらない生活全般にわたる複合的な課題を抱える相談が増加しています。
2 セミナーと同時に開催している茶話会を通して、当事者からの声や多様なニーズを把握することができました。
3 道北管内の関係機関と連携を図ることで、旭川市以外の新規相談につながりました。

【課 題】
1 多様化するニーズに対応する相談体制構築が必要です。
2 多様なニーズに対応するセミナー、相談会が求められています。
3 道北管内関係機関とのネットワークづくりが必要です。

【重点目標・指標】
1 相談員・就労促進員のスキルアップを行い、相談支援体制の強化を目指します。

No.	第6期計画での主な取組事項	概要	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	相談支援体制の強化	相談員等の資質向上を目的とした研修の機会を設けます。	研修への参加（法人内年6回、外部年2回）				
2	就業支援セミナー、相談会の開催	ニーズに応じたセミナー、相談会を開催します。	セミナーの開催（年6回） 法律相談会の開催（年10回）				
3	道北管内関係機関とのネットワークづくり	情報発信や合同会議を通じたネットワークづくりを行います。	情報誌の発行（年2回） 合同会議の開催（年6回）				

【 基 本 目 標 2 】 くらしを支える地域福祉施策の推進

【 取組の方向 2 】 困りごとを抱えた市民に対する包括的な相談や支援の促進

【 実 施 事 業 5 】 旭川市における包括的な相談支援体制構築の検討 【 区 分 】 自主・社会福祉事業

住民の身近な圏域において、困りごとを抱えている世帯の相談を包括的に受け止めた課題、または安心見守り事業等の地域福祉活動を通じて把握した地域生活課題に対して、情報提供や助言を行い、必要に応じて支援関係機関につなぐ体制づくりについて、旭川市とともに検討します。

現状と課題

【現状及び評価】

1 分野ごとに相談窓口が分かれており、住民にはわかりづらく、どこへ相談すれば良いかわからないとの声が挙げられています。

2 支援関係機関が縦割りになっており、支援機関の連携や役割分担がうまくいかないとの声が挙げられています。

【課 題】

1 包括的な相談支援体制の構築が必要です。

2 支援関係機関の連携と役割分担が求められています。

【重点目標・指標】

1 包括的な相談支援体制における社会福祉協議会の役割について検討します。

No.	第6期計画での主な取組事項	概要	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	旭川市における包括的な相談支援体制の構築	旭川市との情報交換を行い、検討を行います。	情報交換・検討（2回）				

ひとり暮らし高齢者宅を除雪する北星中学校の生徒たち（春光西地区）

【 基 本 目 標 2 】 くらしを支える地域福祉施策の推進
【 取組の方向 3 】 地域における権利擁護の体制の整備
【 実 施 事 業 1 】 旭川成年後見支援センター運営事業 【 区 分 】 委託(市)・社会福祉事業

成年後見制度利用促進法*34に基づく成年後見制度利用促進計画における中核機関として、地域連携ネットワークの構築に向けて権利擁護に関わる切れ目のない体制整備を進めます。

現状と課題

【現状及び評価】
1 相談件数は増加傾向にあり、今後も制度周知が促進されることにより潜在的な制度利用必要者の増加が見込まれます。
2 市民後見人*35の登録者は90人で受任は10人となっています。
3 1市8町における巡回相談等により周辺町とのネットワーク構築を促進しました。
4 法人後見に係る実態把握調査を実施し、特に障がい者分野でのニーズがあることを把握しました。

【課 題】
1 市民後見人の活用、市民後見人受任要件の整理が求められています。
2 法人後見実施の検討が求められています。
3 後見制度の利用促進が必要です。
4 後見利用までの金銭管理等の支援体制整備が求められています。

【重点目標・指標】
1 成年後見制度活用促進事業(仮)を実施します。

No.	第6期計画での主な取組事項	概要	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	成年後見制度活用促進事業(仮)の検討	後見利用までの金銭管理等の支援体制の構築を行います。	モデル事業開始・検証	事業開始			
2	専門部会による事業検討	市民後見人の養成や活用促進に係る検討を行います。	市民後見人検討部会(年4回)	市民後見人検討部会(年2回)			
		医療機関との連携について検討します。	医療連携部会(年1回)				
3	制度及びセンターの普及啓発	出前講座を実施し専門職に対する普及啓発を行います。	出前講座の開催(高齢者関係年4回、障がい関係年1回)				
		地域住民に対象とした普及啓発講演会等を開催します。	普及啓発講演会の開催(年1回)				
4	市民後見人の養成	市民後見人養成研修を開催します。	養成研修の開催(年1回:20人定員、登録者10人)				
5	市民後見人のサポート	市民後見人をサポートするための各種研修を開催します。	受任者研修会の開催(年2回)				
			候補者研修会の開催(年2回)				
			受任時研修の開催(受任決定後随時)				

【 基 本 目 標 2 】 くらしを支える地域福祉施策の推進
【 取組の方向 3 】 地域における権利擁護の体制の整備
【 実 施 事 業 2 】 日常生活自立支援事業 【 区 分 】 委託(道社協)・社会福祉事業

制度の周知啓発を継続的に行うとともに、判断能力低下に伴う制度移行が円滑に行えるよう、成年後見制度と連動した包括的な事業推進を行います。

現状と課題

【現状及び評価】
1 一定の相談実績はあるものの、契約締結に至るケースは少ない状況です。
2 新たな生活支援員の登録が進んでいません。
3 制度利用前の金銭管理支援や入退院支援が必要なケースが増えています。

【課 題】
1 制度の普及啓発と制度利用契約の促進が必要です。
2 新たな生活支援員の推薦・登録が求められています。
3 制度を取り巻く生活課題の把握と支援体制整備が必要です。

【重点目標・指標】
1 制度利用者の増加を目指します。[新規利用者3人／年]

No.	第6期計画での主な取組事項	概要	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	制度の普及啓発	専門職や地域住民に対する普及啓発を実施します。	制度の説明・啓発（専門職向け1回／年、地域住民向け1回／年）				
2	生活支援員登録の促進	市民後見人候補者及び養成研修受講者への説明、登録勧奨を行います。	市民後見人養成研修等での説明・登録勧奨（1回／年）				
3	制度を取り巻く生活課題の把握と支援体制整備	制度を取り巻く生活課題を把握し支援体制構築を検討します。	相談対応を通じたニーズ把握	対応策検討、情報収集	事業のモデル実施・検証		事業開始

【 基 本 目 標 2 】 くらしを支える地域福祉施策の推進
【 取組の方向 3 】 地域における権利擁護の体制の整備
【 実 施 事 業 3 】 法人後見事業の検討 【 区 分 】 自主・社会福祉事業

親亡き後を想定した長期的な支援や市民後見人が対応できない案件等に対応するため、継続性及び専門性を備えた法人後見の実施について旭川市と連携しながら整備を進めます。

現状と課題

【現状及び評価】

1 親亡き後の障がいを抱える方を支援する体制が不十分なため、当事者から公的な法人後見体制構築を求める声が多く挙げられています。

2 成年後見制度に係る相談が増加する一方で、後見人の担い手が不足しています。

3 2017、2018年度（平成29、30年度）において法人後見に係る先進地調査を行い、法人後見実施体制についての情報収集を行いました。

【課 題】

1 親亡き後の障がいを抱える方等の支援体制整備が必要です。

2 新たな後見人の担い手に係る体制整備が求められています。

【重点目標・指標】

1 法人後見の実施に向けた体制整備を行います。

No.	第6期計画での主な取組事項	概要	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	法人後見実施機関の整備検討	法人後見体制の整備について検討・協議を行います。	法人後見検討部会（4回）	事業開始			

南富良野への災害支援ボランティア出発前のミーティングのようす（ボランティアバスの運行）

【 基 本 目 標 3 】 いきいきと暮らせる生活環境づくりの推進

【 取組の方向 2 】 災害時に備えた地域づくりの推進

【 実 施 事 業 1 】 災害ボランティアセンター体制整備事業　　【 区　分 】 自主・社会福祉事業

台風等による風水害は旭川市も例外になく毎年何らかの被害が出ています。また2018年（平成30）年9月6日に起きた北海道胆振東部地震においては旭川市でも震度4の揺れを観測し、全道ブラックアウトにより大きな被害を被りました。今後も予想される災害に対し復興支援のボランティアを受け入れ、活動を円滑に支援出来るよう、体制整備を推進します。

現状と課題

【現状及び評価】

1　2018年度（平成30年度）中に旭川市災害ボランティアセンター設置・運営マニュアルが完成予定です。

【課　題】

1　マニュアルを活用した模擬訓練により細部の検証が必要です。

2　センター運営をサポート出来る、ボランティア養成が求められています。

3　資材調達等の財政的な担保が必要です。

【重点目標・指標】

1　旭川市（災害対策本部）及び北海道社会福祉協議会と連携し、災害発生時における災害ボランティアセンターの開設・運営のための取組を行います。「模擬訓練の実施　年1回」

No.	第6期計画での主な取組事項	概要	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	模擬訓練	模擬訓練の実施を通じたマニュアルの検証を行います。	模擬訓練の実施（年1回）				
2	災害ボランティアの養成	災害ボランティア養成講座、及びリーダー研修を開催します。	養成講座の開催（年1回）	リーダー研修の開催（年1回）			
3	旭川市・関係団体との調整	災害ボランティアセンターの開設・運営に係る旭川市・関係機関との連携を図ります。	意見交換会等の開催				

【 基 本 目 標 3 】 いきいきと暮らせる生活環境づくりの推進
【 取組の方向 3 】 地域における介護予防や健康づくりの取組の推進
【 実 施 事 業 1 】 高齢者等健康福祉センター管理運営事業　　【 区　分 】 委託(市)・公益事業

指定管理者として、効果的な管理運営に努めるとともに、介護予防の視点に立ち、各種相談や世代間交流を進めます。

現状と課題

【現状及び評価】
1 利用者及び団体の固定化が進んでいます。【共通】
2 各種団体及び身近な地域から提供された情報を発信しています。【共通】
3 利用者の健康相談等を行うことにより，健康増進を推進しています。【共通】
4 登録ボランティアの登録者数が減少し高齢化していますが，世代間交流について好評を得ています。【神楽】

【課　題】
1 利用者数及び登録団体数増加の検討が必要です。【共通】
2 登録ボランティア増加策が必要です。【神楽】
3 世代間交流事業の新たな取り組みの検討が求められています。【神楽】

【重点目標・指標】
1 利用者数及び登録団体数の増加を目指します。

No.	第6期計画での主な取組事項	概要	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	【共通】 利用者数の増加	介護予防の推進拠点として利用者増加策の検討・実施を行います。	増加策検討	増加策実施			
		各種自主事業の推進，同好会等の支援を行います。	実施				
2	【神楽】 登録ボランティアの増加	増加策の検討・実施を行います。	増加策検討	増加策実施			
		活動支援と世代間交流の新たな取り組みを検討します。	新たな取組検討	新たな取組実施			

【 基 本 目 標 4 】 安定的、継続的な法人運営基盤づくり

【 取組の方向 1 】 地域から信頼される組織づくりの推進

【 実 施 事 業 1 】 組織運営の強化　　【 区　分 】 自主・社会福祉事業

地域から信頼される組織を目指して、職員の育成及び組織・運営体制の基盤強化を行うことで安定的、継続的、効率的な組織運営を推進します。

現状と課題

【現状及び評価】

1 組織内の連携や情報共有不足が見受けられます。

2 組織運営において法律や会計、労務などの専門性を必要とする業務が増加しています。

3 職員の育成及び評価の仕組みが構築されていません。

【課　題】

1 組織内の連携及び情報共有の強化が必要です。

2 法律や会計、労務等専門性を有する業務への対応、法人内規定の整備が必要です。

3 職員の育成、評価基準の構築が必要です。

【重点目標・指標】

1 地域から信頼される組織・運営体制の基盤強化を行います。

No.	第6期計画での主な取組事項	概要	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	組織内の連携及び情報共有の強化	会議の体系整備やタイムリーな情報共有を促進します。	会議の体系整備、情報共有方法の検討	内部連携会議（仮）の開催（年6回）			
2	外部専門職の活用	法律、会計、労務等の業務において外部専門職の活用を行います。	局内協議	契 約			
3	法令遵守（コンプライアンス）体制の強化	コンプライアンスに関する法人内ルールの明確化を行います。	局内協議、規程の整備	運用開始			
4	職員の育成と評価	経験年数に応じた研修体制を構築するとともに、評価基準に則った評価を行います。	評価基準等の情報収集	評価基準・面接シート作成	運用開始		

【 基 本 目 標 4 】 安定的、継続的な法人運営基盤づくり
【 取組の方向 1 】 地域から信頼される組織づくりの推進
【 実 施 事 業 2 】 経営改善の推進 【 区 分 】 自主・社会福祉事業

市社協が担うべき役割を再認識し将来に向けた安定的、継続的な法人運営を行うため、限られた資源を効率的・効果的に活用するための事業見直し、経営改善を行います。

現状と課題

【現状及び評価】
1 単年度決算における事業活動収支は赤字となっており、基金の取り崩しに限界が生じています。
2 制度改正により介護、障害サービスから地域福祉事業に充当する財源が減少しています。
3 行政からの補助金が減少傾向にあります。
4 住民会員会費等の自主財源は毎年減少傾向にあります。

【課 題】
1 経営改善の推進が必要です。
2 自主財源の確保が必要です。

【重点目標・指標】
1 経営改善計画の作成と、計画に基づく改善を実施します。

No.	第6期計画での主な取組事項	概要	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	経営改善計画の作成	経営改善計画を作成し計画に基づく改善を実施します。 自主財源確保についての検討と計画への反映を行います。	経営改善計画検討 ・検討委員会設置 ・自主財源確保の検討と計画への反映	計画に基づく経営改善実施			

朝日小学校で行われた「認知症サポーター養成講座」のようす

【 基 本 目 標 4 】 安定的、継続的な法人運営基盤づくり
【 取組の方向 1 】 地域から信頼される組織づくりの推進
【 実 施 事 業 3 】 行政とのパートナーシップの推進　　【 区　分 】 自主・社会福祉事業

旭川市が策定する第4期地域福祉計画と本計画を一体的に策定し、地域における様々な生活課題等を把握した際には、相互に情報を共有し共に対応策を協議できるようなパートナーシップを築き、地域福祉の推進に取り組みます。

現状と課題

【現状及び評価】
1 既存の仕組みでは解決できない生活課題が増えていることから、市社協と旭川市との相互協力による連携がこれまで以上に必要となっています。

【課　題】
1 旭川市との連携、情報共有が必要です。
2 旭川市の重点施策における市社協及び地域の役割について検討が必要です。

【重点目標・指標】
1 地域福祉の推進に係る旭川市との定期的な情報共有を行います。

No.	第6期計画での主な取組事項	概要	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	旭川市との定期的な情報共有	住民が抱える課題について情報共有を行う機会を設けます。	市との準備調整 → 定期的な情報共有の場設置				
		子育て支援等の重点施策に係る市社協の役割を検討します。	随時検討開始				

商店会と連携した多世代交流事業「グリーンマルシェ」のようす（緑が丘）

【 基 本 目 標 4 】 安定的、継続的な法人運営基盤づくり
【 取組の方向 1 】 地域から信頼される組織づくりの推進
【 実 施 事 業 4 】 地域福祉活動計画の評価 【 区 分 】 自主・社会福祉事業

計画の進捗状況について検証、評価を行うとともに、福祉を取り巻く社会状況の変化に対応して計画の見直し変更を行います。

現状と課題

【現状及び評価】
1 第5期計画においては年に2回の評価委員会を開催し評価と結果の公表を行いました。

【課 題】
1 評価委員会の設置と定期的な計画推進の検証が必要です。

【重点目標・指標】
1 評価委員会を開催し、本計画の進捗状況の確認・評価を行います。

No.	第6期計画での主な取組事項	概要	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	評価委員会の設置・開催	評価委員会を開催し計画推進の検証を行います。	評価委員会の設置				
			評価委員会の開催（年2回）				

「手づくりレストラン」で配膳する認知症の方と、それをサポートするボランティアさんのようす（神居・江丹別圏域）

【 基 本 目 標 4 】 安定的、継続的な法人運営基盤づくり
【 取組の方向 1 】 地域から信頼される組織づくりの推進
【 実 施 事 業 5 】 福祉関係団体事務の運営・協力　　【 区　分 】 自主・社会福祉事業

旭川市共同募金委員会、旭川市明るい福祉施設をつくる運営協議会、旭川市民生委員児童委員連絡協議会の事務局を担い、適切な運営と地域福祉活動との連携を推進します。

現状と課題

【現状及び評価】

1　各団体の安定した活動基盤を確保するために、適切かつ効率的な事務局運営を行いました。

2　多様化する活動に対応する事務局機能が求められています。

【課　題】

1　各団体の多様化する活動に対応するための事務局機能の検討・整理が必要です。

【重点目標・指標】

1　福祉関係団体の適切な事務局運営を行います。

No.	第6期計画での主な取組事項	概要	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
1	各団体の事務局運営	各団体の事業計画を推進するための安定的・効率的な事務局運営を行います。	事務局の運営				
		各種会議や研修の開催、研修派遣、表彰や慶弔対応、広報紙の発行等(民児協)	実施 一斉改選		旭川民生委員100周年	一斉改選	

街頭募金活動のようす（旭川盲人福祉協会、手づくりサロン二条倶楽部）

６、計画の推進

本計画を円滑に推進していくために、第６期地域福祉活動計画評価委員会を設けて、各年度の上期、下期で事業の実施状況等を評価し目標に対する進捗状況を把握、検証し、評価内容については評価書を作成し公表を行いながら適切な進行管理及び法人運営を行っていきます。

第４章　参考資料

１、第6期旭川市社会福祉協議会地域福祉活動計画検討経過

【策定委員名簿】

分野	選出区分	氏　名	所　属
地域	地区社協	大浦　かづ子	大成地区社会福祉協議会会長
	地区社協	樋口　信一	鷹の巣福祉村地区社会福祉協議会会長
	市民委員会	井田　友三	旭川市市民委員会連絡協議会副会長
	民児協	星　高明	旭川市民生委員児童委員連絡協議会副会長
	民児協	雨尾　直子	旭川市民生委員児童委員連絡協議会副会長
	ボランティア 市民活動関係	井田　俊美	旭川市ボランティアセンター運営委員長
高齢	高齢者相談・支援	佐藤　友紀	東旭川・千代田地域包括支援センター　社会福祉士
障がい	障害者相談・支援	紺野　あゆみ	旭川市障害者総合相談支援センター長
子育て	子育て相談・支援	福田　素子	旭川市子ども総合相談センター主査
学識	学識経験者	朴　姫淑	旭川大学コミュニティ福祉学科准教授
行政	福祉保険課	草野　健一	旭川市福祉保険課地域福祉係長

【策定委員会開催経過】

	開催日	主な内容
第１回	平成３０年９月２７日（木）	正副委員長の互選 地域福祉計画の概要と経過の振り返り 計画策定スケジュール確認
第２回	平成３０年１０月２５日（木）	第６期計画で取組む課題について
第３回	平成３０年１１月２２日（木）	基本理念、基本目標について 実施事業について
第４回	平成３０年１２月２０日（木）	第６期地域福祉活動計画素案について
第５回	平成３１年２月２２日（金）	第６期地域福祉活動計画素案について

2、アンケート等の結果

（１）市政モニター調査　※第４期旭川市地域福祉計画より

第４期計画策定に当たり，市政モニター制度を利用して，身近な地域における住民同士の支え合いに関する意識等について，調査を行いました。登録モニター１１２人のうち７０人（男性３７人，女性３３人）の方から，地域福祉の推進に関わる住民の認識や課題について，主に次のような回答が得られました。

【４】あなたが，支え合いの仕組みづくりを進められると思う「身近な地域」はどの範囲ですか

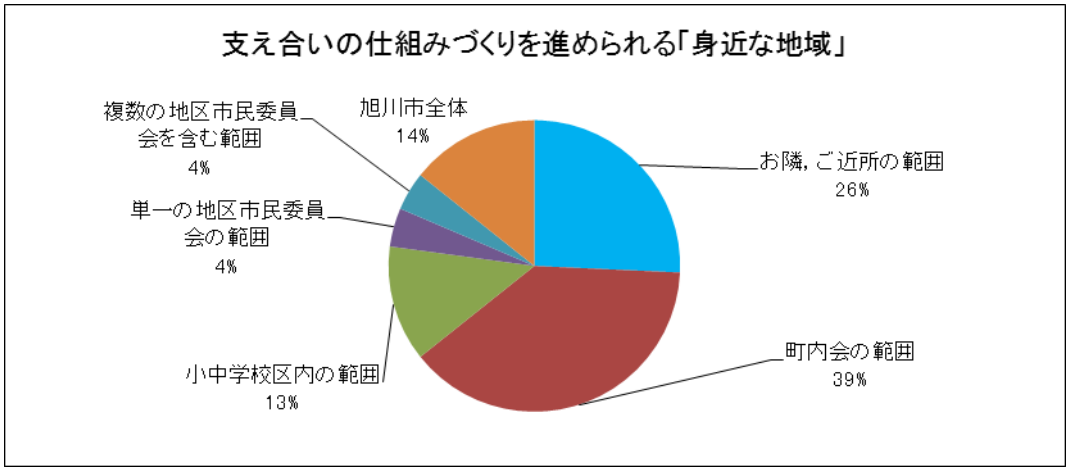

支え合いの仕組みづくりを進められると思う「身近な地域」としては，「町内会の範囲」と回答した方が最も多く，また町内会よりも小さい「お隣，ご近所の範囲」と回答した方と合わせると全体の６割を超えています。住民同士の支え合いを展開するための圏域としては，こうした感覚を意識する必要があります。

【５】あなたは，ご近所の人とどの程度の交流をしていますか

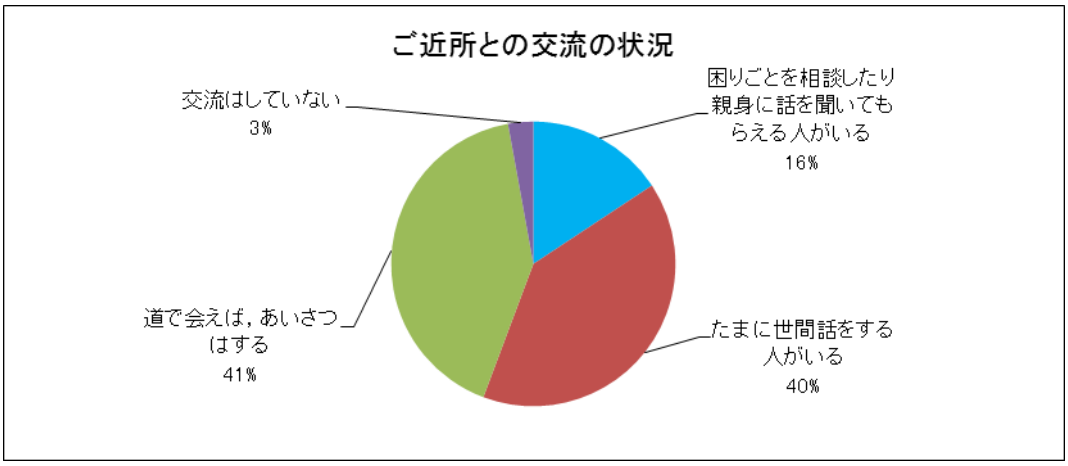

ご近所との交流の状況（年代別）

年代	困りごとを相談したり親身に話を聞いてもらえる人がいる	たまに世間話をする人がいる	道で会えば，あいさつはする	交流はしていない	総計
２０代		2	1		3
３０代		6	8	1	15
４０代	3	1	7	1	12
５０代	4	7	8		19
６０代	3	10	2		15
７０代	1	2	3		6
総計	11	28	29	2	70

【６】あなたは，ご自身の近所づきあいをどのように感じていますか

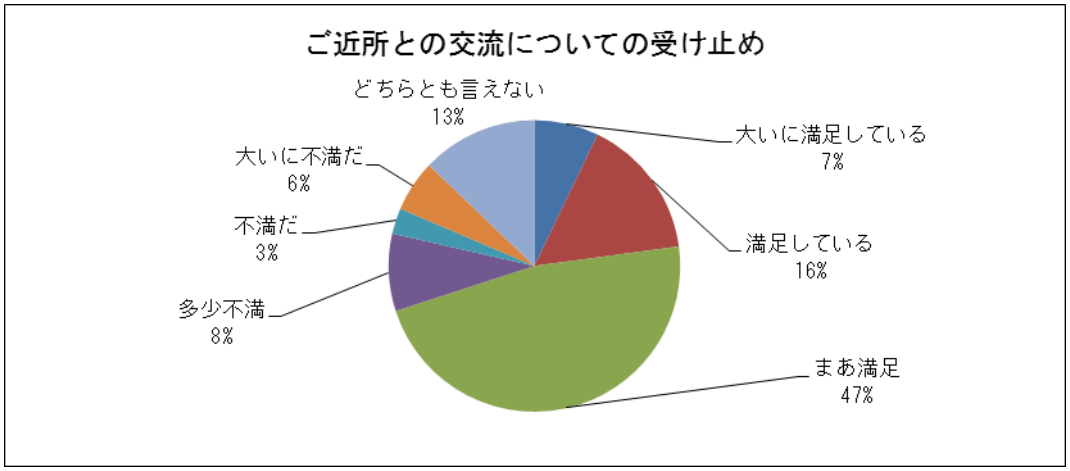

ご近所との交流については，「たまに世間話をする人がいる」との回答が最も多く，「困りごとを相談したり親身に話を聞いてもらえる人がいる」との回答と合わせると，半数以上の方が比較的親密に，近所付き合いを行っていることが分かりました。

ただし，回答者の年代を３０代，４０代に限定すると「道で会えば，あいさつはする」との回答が最も多く，交流の深さは相対的に低い結果が見受けられます。交流の深さにかかわらず，それぞれの近所付き合いについて，７割の方が満足感を覚えているとの結果もみられます。

【７】あなたは，地域のどのような活動に参加したり，協力したりしていますか

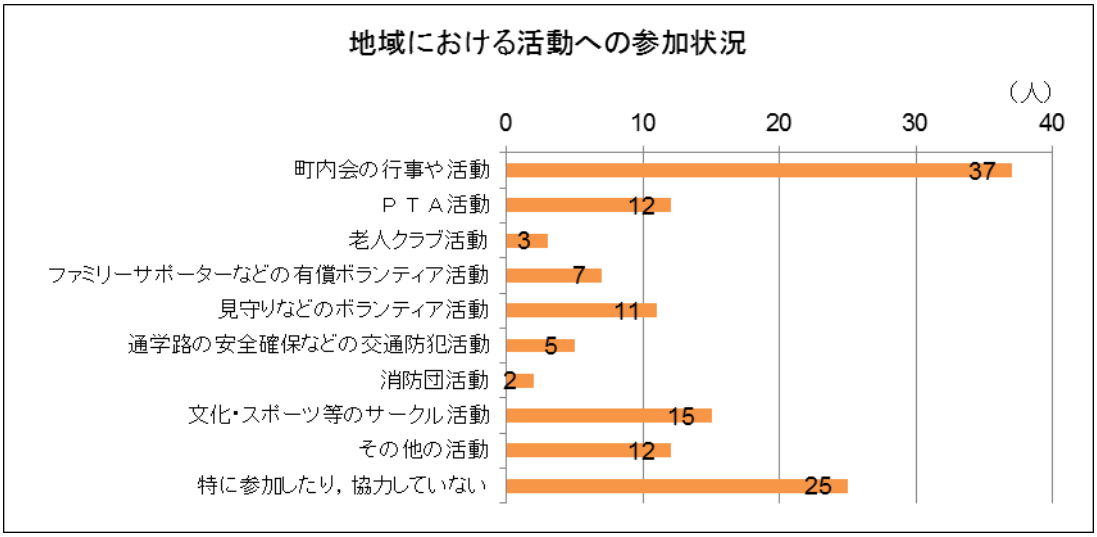

地域における様々な活動への参加状況についての設問では，町内会の行事に参加しているとの回答が最も多いものの，「特に参加したり，協力していない」と回答された方が３割を超えたことは，地域コミュニティへの帰属意識が低い現状を反映したものと言えます。これは，身近な地域において，住民同士の支え合いを進める上での課題の一つと受け止める必要があります。

【１０】あなたは，生活するなかで困ったときに，身近な地域の方に相談に乗ってもらったり，手助けしたりしてほしいと思いますか

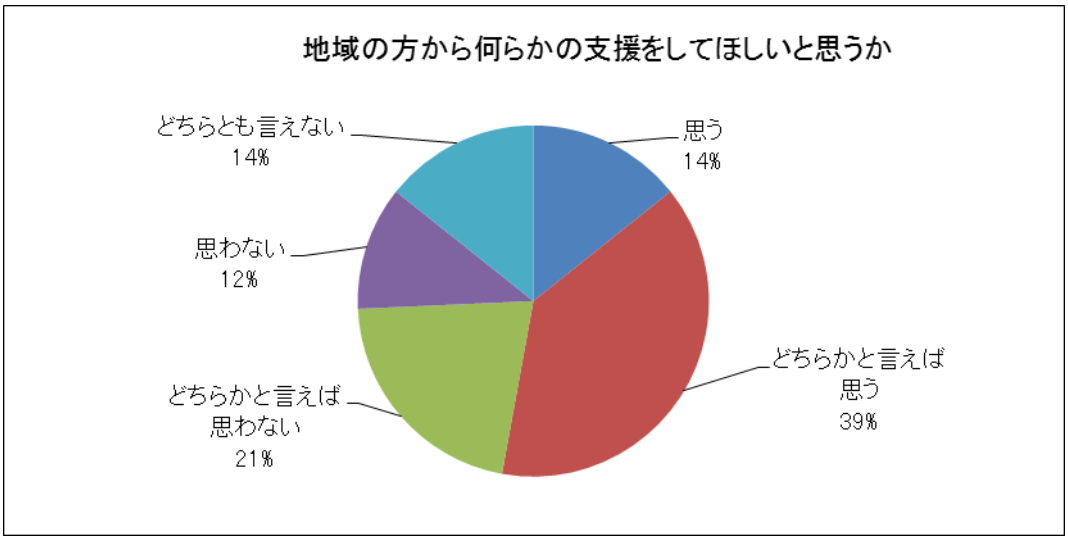

【１２】あなた自身は，身近な地域の方にどのような「手助け」ができると思いますか

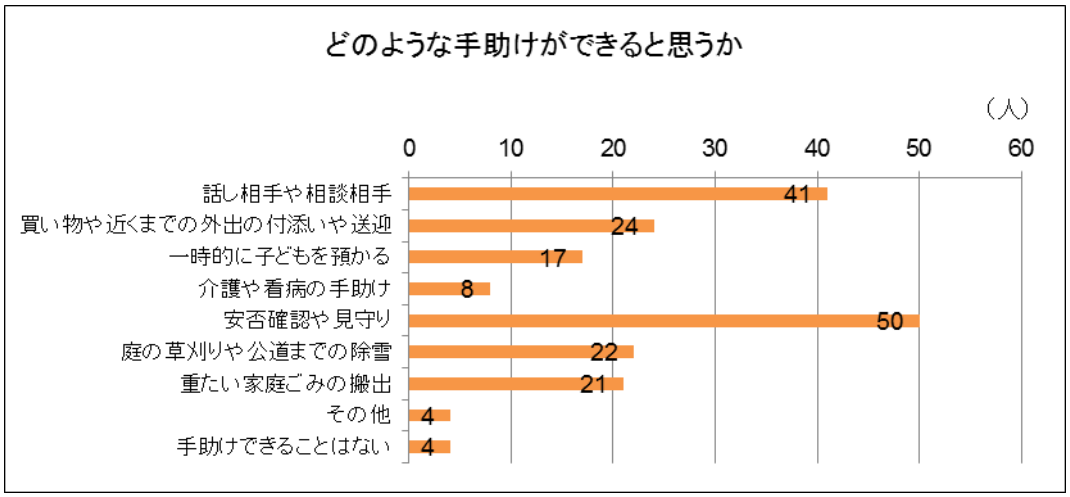

困まったときに，身近な地域の方に相談に乗ってもらったり，手助けしたりしてほしいと思う人は半数を超えており，逆にどのような手助けができるかとの質問に対して，何らかの手助けができると回答した方が大半を占めていました。

【１４】あなたは，地域の住民同士が「支え手」や「受け手」となり，支え合いながら地域福祉を進めていくことについて，どのように思いますか

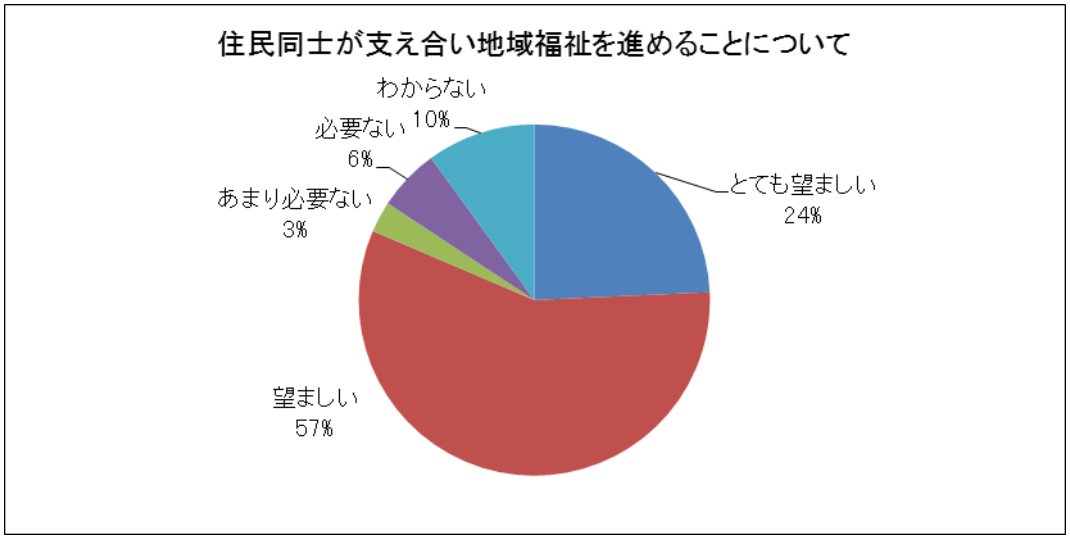

住民同士が「支え手」や「受け手」となって，地域福祉を進めていくことについて，年代にかかわらず８割を超える方が前向きに捉えていることからも，地域住民が主体的に支え合いの輪に参加する意識を高めたり，参加しやすくなる仕掛けをつくることも必要と思われます。

（２）地域福祉活動に関わるアンケート　※第４期旭川市地域福祉計画より

平成３０年７月に，地域福祉の中心的な担い手として活動している民生委員・児童委員及び地区社会福祉協議会の会長及び事務局長の方々，２７２人に対してアンケートを行いました。

その大きな目的としては，第４期計画策定に当たり，地域福祉活動の担い手の方の多くが，ほかの地域活動や地域福祉活動を兼務していたり，あるいはそうした活動の担い手やなり手が足りないという課題認識について，直接，地域福祉活動に携わる方々の活動実態や意識から検証しようとしたものです。

また，地域福祉によって光を当てるべき，課題が複合化したり，複雑な課題を抱えたような世帯について，本市においても増加している現状を，地域福祉を実践している方々の感触から把握しようとしました。

主な回答項目は，次のとおりです。

問５　貴方が携わられている福祉活動について教えてください

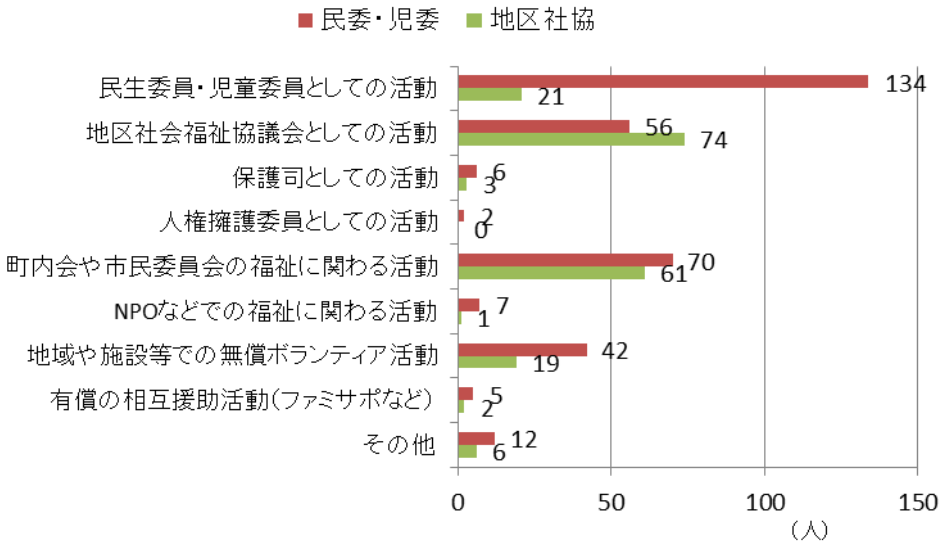

民生委員・児童委員の方からは，民生委員・児童委員以外に兼ねて行っている上位３つの活動として，「町内会や市民委員会の福祉に関わる活動（７０人）」，「地区社会福祉協議会としての活動（５６人）」，「地域や施設等での無償ボランティア活動（４２人）」との回答が得られました。

次に，地区社会福祉協議会の役員の方からは，地区社会福祉協議会以外に兼ねて行っている上位３つの活動として，「町内会や市民委員会の福祉に関わる活動（６１人）」，「民生委員・児童委員としての活動（２１人）」，「地域や施設等での無償ボランティア活動（１９人）」との回答が得られました。

いずれの担い手も，町内会や市民委員会といった地域住民組織での活動に，多くの方が関わっています。これは，地域住民組織での活動が，地域福祉活動の原点となっていることを示唆しています。

問１１　福祉に関わる活動を行う上で，感じている課題を３つまで教えてください

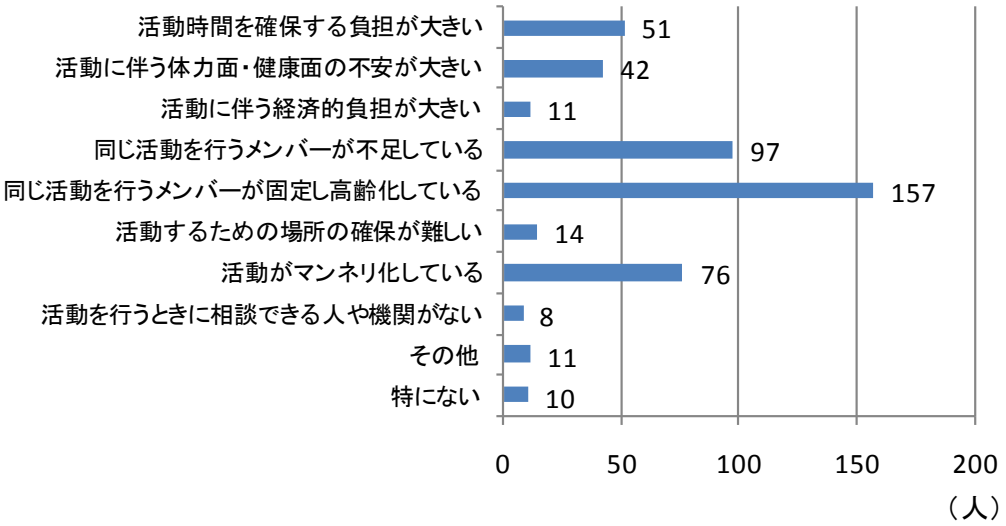

この設問では，「同じ活動を行うメンバーが固定し高齢化している（１５７人）」ことを課題として感じている方が最も多く，次に「同じ活動を行うメンバーが不足している（９７人）」，「活動がマンネリ化している（７６人）」と続き，多くの方が，メンバーの固定化や高齢化を課題に感じていることが確認できました。

更にそのほかの回答を踏まえると，人員面での硬直化が，活動のマンネリ化を招き，活動のマンネリ化は，新たな担い手候補者となる若年層の参加意欲の減退につながっているように思われます。

問１６　日頃の活動を通じて次のような世帯を把握したりしたことはありますか

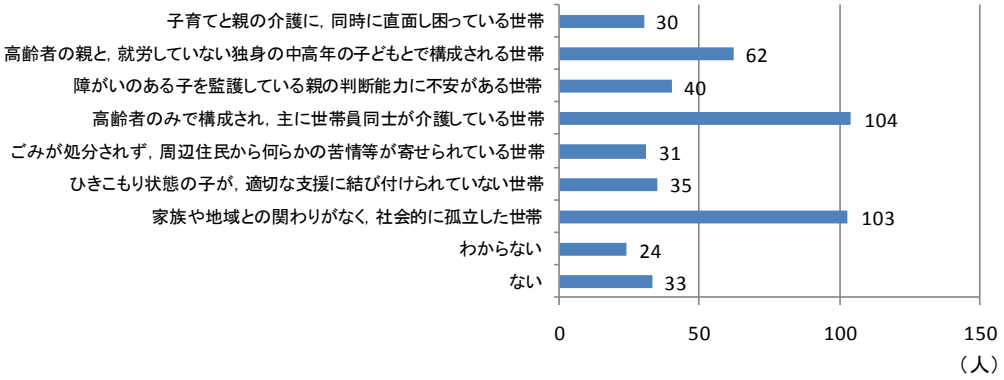

回答の結果，「高齢者同士が介護している世帯（１０４人）」，「社会的に孤立した世帯（１０３人）」については，多くの方が把握した経験を有しており，次いで“８０５０問題”とも言われる「高齢者の親と就労

していない独身中高年の子どもの世帯（６２人)，「高齢で判断能力に不安がある親と障がいのある子どもの世帯（４０人)」と続いており，本市においても，こうした世帯が確実に存在し，把握されていることが分かりました。

問１７　こうした世帯の件数の増減を，どのように感じますか

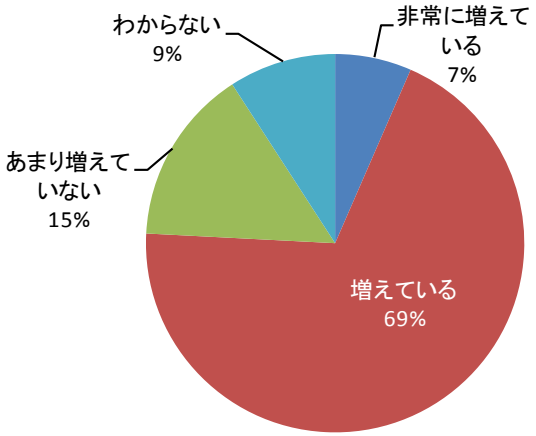

前問で掲げたような世帯について，実際に地域福祉活動に携わっている方のうち，７割強の方が「非常に増えている（１０人)」，「増えている（１０６人)」と感じていました。本市においても，こうした世帯の増加を課題として認識する必要があります。

（３）地域まちづくり推進協議会意見交換会

※第４期旭川市地域福祉計画より

計画策定過程から本計画に関わる意見はもとより，実際に地域活動や地域福祉活動に取り組まれている皆様の課題意識などを伺うため，平成３０年６月から８月にかけて，市内１５地域の地域まちづくり推進協議会及びその構成団体の方々との意見交換会を実施しました。期間中，合計３６２人の方に参加していただき，第４期計画の骨子案の概要を説明しながら，それぞれの地域における地域福祉の現状や課題について意見交換を行いました。

この中では，地域活動や地域における支え合いに必要な情報提供の在り方や，町内会加入率が減少していることについての意見，その結果として地域福祉の担い手が足りないという地域課題などについての発言がありました。

【主な発言概要】

（個人情報の取扱いに関わること）

- 地域で福祉を進めるのは良いことだと思うが，守秘義務のことで課題があると感じている。支援が必要な人のほとんどは町内会に入っていない。そのため，対象者を把握することができない。例えば，社協や民生委員に聞いても，守秘義務があって教えてもらえない。助けようにも助けられないのが実情だと思う。そうすると町内会では何もできず，放っておくしかなくなる。

（町内会に関わること）

- 旭川市の少子高齢化は誰もが認めるところだし，街中に駐車場が増えている様子をみると過疎化が進んでいるようにも感じる。骨子で示した課題については，そのとおりだと思う。それを解決できるように進めてほしいし，期待もしているが，本当に進んでいくのかという疑問も覚える。施策で住民主体の支え合いの推進を掲げているが，それを進められるのは，市民委員会，町内会などを通じた人間同士のつながりである。結局，町内会活動が重要になるのだが，現状では，町内会活動に関わる人は少ない。役員も交代できない状態で，町内会活動を活性化させるような方法はないのか。

（担い手に関わること）

- 若い世代の世帯が町内会に加入せず，町内会役員のなり手も高齢者に期待されているし，地区社協の担い手も高齢化することで，活動に大きく影響を及ぼしている。
- 地域福祉活動の担い手は，地区社協の役員や社協と関わりのある人が中心で，そうした方は高齢化している現状にあり，その活動には多くを期待しないでほしいし，そうした担い手の現状を踏まえた計画にしてほしい。

- 高齢化が進む地域では，元気な高齢者が支援する側に回ることも考えられる。平成 22 年からボランティア研修を実施し，４０～５０名の方が活動に携わっており，地域の高齢者が地域を活性化していくために，地域と地域包括支援センターが協力して取り組んでいる。
- 子どものころから，学校教育の現場でも，こうした計画とか，地域福祉のことを学習していく必要があるのだと思う。

（災害時の避難等の支援に関わること）

- 災害対応，避難者誘導，全て自分たち消防団が対応している。こうした状況の中では，助けられる側に 100 パーセントなるのではなく，少しでも助ける側に回ってもらうという意識が必要。災害に対し，個人として何ができるかという視点に立つ意識を養うための学校教育，啓蒙について庁内連携して取り組んでほしい。

（様々な連携に関わること）

- 計画を見ると，市社協の理念とも重なるところがあるし，共通的なものもある。地区社協としては，市社協とのつながりが強いこともあり，市社協の福祉計画との関係を意識してほしい。

（包括的支援，地域共生に関わること）

- 相談支援の場面では，高齢で介護支援が必要な世帯に障がいのあるお子さんがいたり，分野を横断した支援が求められることが増えている実感がある。包括的な相談支援体制の整備を課題として掲げているが，今後５年間で整備していくビジョンのようなものがあれば教えてほしい。

（全体的な意見，その他の意見）

- 地区でアンケートをとると，困りごとの相談先が分からないという回答が多い。社協もあるし，市の福祉，地域包括支援センターと色々あってよく分からないと言われる。
- 地域福祉計画に掲げた理念や目標について，どのように地域に発信していくのか，具現化していくのか。こういう計画を策定する以上，地域に浸透させていくことが大事だと思う。
- 市民委員会，民児協，地区社協，多くの人が重複して活動をしているのが実態。それぞれがバラバラではなく，同じことをやらないと，活動にまとまりがなくなる。こうした意識から，みんなで同じことに取り組もうとしているところ。各層に担い手がいるが，それぞれ全員が同じ方向を向くようにしてほしい。そのためには，こうした計画，考え方というものをどんどんＰＲしてほしい。

（４）住民懇談会・茶話会で集約した「市民の声（要約）」

１　地域（町内会）活動の縮小化

「役員のなり手がいない。高齢化している」
「町内会加入世帯が少なくなった」
「町内会に加入する意識が低下した」
「若い世代が町内会に関心がない」
「リーダーを担う人が育たない」
「便利になりすぎて助けあう必要がなくなった」
「若い世代の想いや力を活用したいが、そもそも接点がない」

２　地域で見守れなくなった子育て

「子どもの遊び声が聞こえない（外で遊ばなくなった）」
「近所の子どもを叱れなくなった」
「子ども同士の交流が減り、上下関係などを学べなくなった」
「子育てを通じた交流の減少」

３　人間関係の希薄化

「家族のような近所付き合いがなくなった」
「誰にも相談できず、認知症や介護のことを隠す」
「おしゃべりやお茶を飲んだりする仲間がいない（寂しさ）」
「ひとり暮らし高齢者が増えたが、隣近所の付き合いがないため、不安を抱く方が多い」
「向こう三軒両隣の交流や助けあいが沢山あった」
「道で会っても挨拶しない・できない」
「困りごとを表に出さない・出せない」
「アパート・マンションが増加し、地域との接点がない方が増えた」

４　住民で楽しむ行事の減少

「参加者が減少した」
「子ども中心の行事が減少した」
「みんなで協力した行事を開催し、それがつながりを強化した」

５　活気がなくなった商店街

「商店街がなくなった」
「若者の働く場所がなくなった」
「コンビニや大型店が増え、個人商店が減ったため、そこでの交流が減少した」
「近くに買い物をする場所がない」

６　高齢化の影響

「買い物や除雪、認知症への不安が増加した」
「老人クラブ活動の縮小（担い手不足）」
「孤立死などの心配な事例が増加した」
「移動手段の確保」

７　空き家・空き部屋の増加

（５）策定委員から把握した課題

策定委員の皆様が普段の活動や業務において感じている地域の課題について記入いただきました。

	１、普段の活動や業務において感じている地域の課題について	２、課題を解決するために、必要な取組みについて	分類
1	地域の中で支援の必要な方が増えたり、必要な支援が複雑になっていたりする一方、それを支える側は不足し支え手自身も高齢化したりして、支え合いのバランがとれなくなっているように感じます。	地域での取組、支え合いの実践例など、地域福祉に対する関心を高められるような情報発信が必要だと感じます。	情報発信
2	少子高齢化社会構成の中 60 歳、70 歳後半の地域役員が多い。 これらの地域役員は大多数が無職者である。 現実の活動にあたる時、車免許は返納し、バス路線もなく夏は自転車を利用しても冬期間はハイヤー利用で行動に制約が生じる。		新たな担い手の確保
3	役員構成は長期化の継続にある、その為負担が多くなる傾向 長期担当するとダブり会合、マンネリ化に陥りやすい		活動者の負担 新たな担い手の確保
4	地域の福祉活動と NPO 活動と長期間活動はなじまない 福祉活動は多角であり部分的に同調されても長期間では差異が生じる		活動者の負担 関係団体との連携
5	老々介護や老人単独生活者が増加傾向にある	少子高齢化、さらに核家族化の中でいかんともしがたい状況であるが、国又は市で 2 世帯、3 世帯等に対する特別税対策が必要？	少子高齢化の対策
6	相談窓口が行政や社協等への直接相談には勇気が必要	相談窓口に勇気がいる事、もっとも故に常日頃悩み等コミュニケーションの場が必要である。相談者も経験者も場合によっては地域のボランティアも含め。	身近な相談窓口
7	現状の中で何事も行政（社協を含む）が全て助けてくれる期待多し	困りごとがあれば全て行政にオンブするのではなく、自助、共助に努めるべき	自助、共助の推進

8	行政サイドの案内でホームページ参照とあるが高齢者は利用できない。高齢者の大多数はパソコンなし、見ない。		情報発信
9	地域支え合いは大事であるが、市役所の下請けではない（ゴミステーション管理、防犯灯の管理など）あくまでボランティア活動であり市役所の方は理解していない。町内会への加入や役員に協力的でない		町内会の加入
10	行政サービスが町内会加入、加入していない関係で配布物等町内会に押し付けている。	町内会加入（町内会費）メリットを出さないとどうにもならない状況で、旭川市広報紙（あさひばし）、社協の広報誌（あさひかわ）について、町内会の判断で加入者に配布する事になれば町内会費を支払っている会員も納得してくれると思います。	町内会の加入 町内会を通した配布物
11	問題が複合化している世帯・複雑な課題を抱えた世帯・制度の狭間にある課題を抱えた世帯・社会的孤立世帯などが存在するが、全体的として可視化されていない。（地域福祉活動アンケート問 16、P14）	例に挙げられている世帯以外にも地域に存在しているが地域社会から排除されている人々を把握し参加できる仕組みを作ることが必要である。「誰が排除されているのか」に対する調査や先行研究を参考として、旭川に存在する排除の実態を把握するのが先だと思われる。	排除されている人も参加できる仕組み 排除の現状に関する実態把握
12	身近な地域の人に手助けをして欲しい人もしたい人もいるが、具体的に何をすれば良いか分からないので活動や繋がりになっていない。（市政モニター11, 12）	今動いている地域組織を基盤として、お互いのニーズを把握した上で、出来ることを具体的な取り組みにしていく。	地域におけるニーズ把握と活動者のマッチング
13	空き家に対する対策と活用方法を本格的に模索する（市政モニター、自由記述）	社協が独自にすることは難しいと思うが、市と協力して空き家の状況を把握し、対策を考える。	空き家の実態把握と地域福祉活動への活用
14	民生委員・児童委員・地区社協会長および事務局長が今後の活動について。続けたい人が 62%である一方、縮小や別の活動への希望・	今活動している人々に甘んじるのはなく、より積極的に人材を発掘・育成する努力が必要である。	新たな担い手の確保

	やめたい人が 33%である。(地域福祉活動アンケート、P10)		
15	地域福祉の目標として「地域共生社会」の実現を掲げているが、その意味や実践方法については共有された認識がないと思う。(地域まちづくり～、p. 8)	「共生」が異質的な人々がお互いの存在を認め、同じ地域でともに生きることを意味するなら、まずは異質的な存在が出会う場が多様な形で存在する必要がある。障害者だけの集まり、高齢者だけの集まり、子育て世帯だけの集まり、外国籍住民だけの集まり、依存症の人々だけの集まりという形ではなく、より異質的な人々が出会える仕掛けが必要だと思う。それについても誰かが完成した場を提供するより、当事者集団との連携を通して自らのニーズに合った場を作っていくことを支援することが大事だと思う。	共生的な集いの場(異質的な人々が出会う場)
16	個人情報の扱いに対するマニュアルがあるか？活動の障害と言われてきたことは長いが具体的な解決策はあるのか？もしないなら地域の実情を踏まえた上で活用できる基準を作る必要がある。(地域まちづくり～p. 1)	個人情報の扱い問題は、活動家の苦情程度の問題ではないと思う。活動の障害要素を解消する方法を積極的に検討する必要がある。	個人情報
17	民生児童委員のなり手不足が深刻です。町内会の役員も同じ。	行政が積極的に介入すべき。	新たな担い手の確保
18	旭川市は中核市であり周辺町村と比べると規模が大きいので行政の対応も縦割りになりがちな傾向があるのか、児童、教育、精神保健、生活保護、医療等、それぞれの役割分担がうまくいかない事があるので、そこが課題だと思っています。 相談のしやすさという点では一元化を望む声も強くあるかと思いますが、広域性と相談件数の多さや現実的に 1 つの窓口ですべて解決可能ではない事を考えると、ある程度地域割での対応も必要と感じ	関係機関との連携と役割分担と共働、その為の場づくりと地域への周知が継続的に必要と感じています。	関係機関との連携 包括的な相談支援体制構築

	ています。		
19	市民委員会で民生児童委員等、活動担い手の育成化により、今後の活動に不安を感じていますが、今の所、楽しく活動させて頂いています。	知新小学校ボランティアを通して、若いお母さん達との交流を始めています。次世代への期待を込めて。	新たな担い手の確保
20	一人暮らしで不安を抱え、誰かに様子を見てほしいと思っている人がいる。	見守り活動、ふれあいサロン事業、などの推進	つながりづくり
21	地区社協がどのような活動をしているのかわからない	広報紙の発行、研修会の開催	情報発信
22	地域の活動が高齢者対象に偏っている	児童登下校の見守り、近所同士の子どもの預かり、障がい者施設との交流	共生の視点
23	次世代の活動者を発掘、養成する必要がある	地域の高校、小中学校とのボランティア連携	新たな担い手の確保
24	認知症の方の行方不明事例が増えている	SOS ネットワークへの協力、地域のグループホームとの交流、ゴミステーションへの住所記載	認知症支援
25	子育てに悩む家庭の多くにおいて、支援者（祖父母等）が少なく、他の人に頼ることができない。	地域で支える、社会で子育てするという仕組み、考え方。	子育てにおける孤立
26	関係機関や周りから「心配」という相談はあるが当事者（子育て家庭）からの相談にはつながりづらい。理由としては、当事者に困り感がない、困っていることを伝えられない、相談先が分からない、相談してもどうしようもないと思っていることが考えられる。		問題意識がない当事者への対応 潜在化する課題への対応
27	関係機関と役割分担をして支援を行うが、すぐには改善が見られないことが多い。		関係機関との連携
28	適切な養育ができない親への直接的な支援が難しい。		支援の困難性
29	子どものことは家庭内での問題なので関わりが難しい		支援の困難性
30	ファミリーサポートセンター（育児型）事業において、登録会員数は多いが、実際に対応できる提供会員が少なく調整が難しい（毎日の送迎利用、発達に課題のある子		新たな担い手の確保

	どもの預かり、冬場の車での送迎)		
31	地区民生児童委員協議会や地区社会福祉協議会の方々により各地域で行われている子育てサロンにおいて、代表者やスタッフが高齢になり、サロンの継続に不安を抱えるサロンや、スタッフの人数が少なく、一緒に活動してくれるスタッフを必要とするサロン、親子の参加が少ないサロンがある		新たな担い手の確保
32	【中心部の課題】 ・地域での『つながり』や活動を好まない風潮と、同様の考えを持つ住民が増えている。 ・町内会への未加入や回覧板を辞退され、隣近所付き合いがない世帯が増えている。 ・上記のような世帯は、プライバシーや個人情報の兼ね合いもあり、安否確認も難しい。 ・核家族化が増えており、子どもや若い世代の人が、高齢者と関わる機会が減っている。 ・地域の催し（お祭りや盆踊りなど）に参加する人の減少が、世代間交流の減少に繋がっている。 ・子どもと道で、すれ違った際、挨拶をすることも『不審者と間違われるのではないか』と躊躇われ、防犯パトロールも気軽にできない。 ・地区社会福祉協議会（以下、地区社協と略）や市民委員会から脱退している地域がある。 ・保証人がなく、施設入居や住宅の住み替えができない高齢者や障がい者が増えている。	①地域住民が『つながり』をもつ ・行政と市社会福祉協議会（以下、市社協と略）が主体となり、町内会加入率の上昇について検討する必要がある。 ・地域の催しを住民へ（社協あさひかわや地区社協広報誌にて）広報し、参加を促す取り組みが必要である。 ・世代を問わず、気軽に住民同士が交流できる場や機会を設ける。地域支えあいのまちづくり推進事業や「ボラカフェ」の開催を継続して実施する必要がある。 ・世代間交流を目的とした各小・中学校での地域参観日（地域住民が気軽に来校し参加できる）ようなの取り組みの検討が必要である。 ② 担い手確保 ・地域住民同士で解決できるよう地域毎のボランティア養成の実施（ボランティアセンター（以下、ボラセンと略）やファミリーサポートセンター（以下、ファミサポと略）、認知症サポーター養成事業協働でのボランティア養成の検討）する必要がある。	つながりの大切さに係る啓発 町内会の加入 個人情報 核家族化、地域行事の減少による世代間交流の減少 防犯と地域のつながりづくりの矛盾 地縁組織からの脱退 住居保証人不在の問題
33	【農村部の課題】 ・自家用車以外の交通手段の確保が難しく、80～90 代の高齢者であっても自家用車がないと生活が成り立たない。		交通手段の確保

	・更に交通の便も悪く、中心部に比べ移動距離や時間、運賃が 2～3 倍増である。アクセスも悪く、早朝に自宅を出発し、夕方に帰宅されるという方も多い。 ・自家用車を手放し、交通の便が良い中心部への転居を検討しても、農家世帯は後継者が見つからず、簡単に家や土地を手放すことができない。 ・金銭的に余裕がある世帯では、家を残したまま施設へ入居されているが、家や土地の処分にまでは至らず、結果として空き家が増え、防犯や落雪など安全面の心配がある。 ・担い手不足が深刻化しており、地区社協や市民委員会、町内会活動が減退している。中には、地区社協が解散・休止している地域もあり、機能が十分でない。 ・災害時には、市内中心部や人口が多い地区に避難所が開設され、遠く避難しづらい。 ・日中独居の高齢者も多く、そもそも避難所への移動手段がない。 ・給水車が来ても、給水場所へも移動ができない。 ・避難所に指定されている場所自体に、耐震性などの問題があり、避難所としての機能がない。その上、利用人口が少ないという理由から閉鎖・閉館が決まっている場所もある。 ・実際に、住民が避難所として考え『頼りにしている場所』と、行政が考え『指定する場所』は異なっている。	・ボラセンやファミサポ登録者、認知症サポーターなど、ボランティア自身が主体的に、活動を継続できるような支援体制を整える必要がある。 ・生活支援コーディネーターのみでなく、第 5 期地域福祉活動計画で挙げられていた地域プラットフォームの再構築により、市内 53 地区にコーディネーターの養成と配置（人件費などのから、53 地区全てに 1 人ずつの配置は難しいと考えられるが、地域包括支援センター 11 圏域に 1 人ずつの配置）が必要だと考える。 ・法人運営基盤の安定と強化において、今後も継続し三団体の連携強化を図ると共に、町内会やまちづくり推進協議会なども含め、活動で類似する取り組みについては、情報共有や役割分担をすることで、効率化かつ担い手の心身の負担軽減を図る必要がある。 ・安心見守り事業が充分に機能していない地区や未実施の地区への積極的な介入と、円滑な実施に取り組む必要がある。 ・福祉教育の推進を目的として①で提案した地域参観日に、福祉教育の要素を盛り込むなど、総合学習の支援を市内全小・中学校へ継続的に取り組む必要がある。	郊外地の移動問題 農業の後継者不足による転居困難 空き家問題 地縁組織の解散 災害時の避難困難 災害時の移動手段 避難所の適格性 避難所に係る住民と行政の考えの乖離
34	【共通する課題】 ・介護問題を抱え込んでいる世帯が増えている。 ・高齢者夫婦と就労していない独身中高年の子又は、高齢者夫婦	③ 介護保険外サービスの充実 ・ファミサポや配食サービス事業、福祉除雪サービス事業、認知症予防教室など、	要介護世帯の増加 ８０５０問題

	と障がいが疑われる子の世帯が増え、複雑な課題を抱えている。 ・上記世帯にて、虐待発生又は疑われる場合には、プライバシーや個人情報の観点から、より介入が難しく時間を要している。その上、高齢者虐待対応件数も年々増加している。 ・隣近所との関係性が希薄となり、地域の『つながり』について啓発しているが、若い世代への理解が得られにくく、意識変化も難しい。 ・地域共生社会と言いつつも、行政は縦割りであり、分野ごとに相談窓口がある。住民にはわかりづらく、どこへ相談すれば良いのかという声が聞かれる。 ・複雑な課題を抱えている世帯では、そもそも相談窓口へ繋がることが難しい。 ・介護現場の職員不足も、労働環境や賃金形態のみでなく、子どもや若い世代の人が高齢者と関わる機会が少なく、介護の仕事に、良いイメージが持てないのではないかという声がある。 ・市民委員会や地区社協、民生児童委員、町内会役員を兼務し、10 年以上継続している方が多く、心身への負担が大きい。一度、引き受けると短期間での交代が難しい。そのため担い手の確保も難しい。 ・今年度に入り、介護保険申請から認定までの間が、特に長期化している。そのためサービス利用にも時間を要している。また認定後であっても、利用時間や単位数などの制約により、ニーズに合わせたサービスの提供が難しい。	介護保険外サービスとして、住民にわかり易いようワンストップ窓口で相談・コーディネートできるよう、人員を含めた体制整備の検討が必要である。 ・配食サービス事業では、民間業者ではなく市社協の専門職が事業展開する根拠や意義（食を通じ「つながり」住み慣れた地域で暮らし続けるなど）を明確に、あり方検討を継続して取り組む必要があると考える。 ④市社協と地域包括支援センターの協働と役割分担 ・地域の総合相談窓口としての地域包括支援センター（以下、包括センターと略）との連携や情報共有を強化し、それぞれの強みを生かした役割分担を図り、地域の実情についてタイムリーに把握し、事業が展開できるような取り組みが必要である。 ・各地域において、包括センターが主催する地域ケア個別会議や地域推進ケア会議にて、抽出されたニーズや課題を積極的に把握する。併せて、得られた地域の実情を整理し、行政へ発信する必要がある。 ⑤ その他 ・住宅確保要配慮者への支援として、賃貸住宅供給（例えば、住宅バンクなど）の相談やコーディネートを兼ね備えたワンストップ窓口の設置の必要がある。 ・災害発生時、各地区の被害状況や生活状況を迅速に情報収集する。地域の状況に	８０５０問題と虐待事例の関連性 若い世代のつながりに対する意識 包括的な相談支援体制構築 潜在化する課題への対応 介護人材不足と世代間交流の関連性 担い手の長期化と不足 介護申請期間の長期化 介護認定単位数、利用時間の制限

		よっては、避難所開設の要望を行政へ働きかけられるような仕組みの検討が必要である。 ・他市町村に設置されているような、高齢者虐待や障がい者虐待及びＤＶに特化して相談対応できる窓口（虐待防止センターなど）の設置を検討する必要があると考える。	

その他の意見

・町内会で総務部長、副会長と 10 年活動している。常に各イベントで三世代交流に力を入れている。（私では孫世代）

・災害時での独居老人の避難については自分の家族の安全確認上一緒に行動できると思います。

3、第4期旭川市地域福祉計画概要（施策体系図）

基本理念

お互いさまの心がつむぐ　温かな絆で結ばれた　笑顔あふれる地域社会づくり

	取組の方向	関連施策
基本目標１ みんなで支え合う地域福祉の推進	**（1）地域福祉活動への主体的参加の促進と人材育成**	
		①地域福祉の推進を担う人材の育成
		②地域交流活動の推進と活動拠点の整備
		③地域福祉活動への主体的参加の促進
	（2）住民主体による支え合いの促進	
		①地域住民等による地域福祉活動の推進
		②住民に身近な圏域で地域生活課題を受け止める体制の整備
	（3）地域福祉を支える団体との協働による地域福祉力の向上	
		①地域福祉を支える団体等とのネットワークの構築
		②社会福祉協議会との連携
		③社会福祉法人等による地域における公益的な取組の推進
基本目標２ くらしを支える地域福祉施策の推進	**（1）地域における福祉サービスの適切な利用の促進**	
		①福祉サービスの利用に関する相談体制の確保
		②福祉サービスの提供体制の充実
		③福祉サービスの適切な選択につながる情報提供の推進
	（2）困りごとを抱えた市民に対する包括的な相談支援の促進	
		①社会的要援護者の把握と支援
		②生活困窮者に対する自立支援方策の推進
		③市圏域における包括的な相談支援体制の構築
	（3）地域における権利擁護の体制の整備	
		①日常生活自立支援事業等の周知
		②成年後見制度の利用促進
基本目標３ いきいきと暮らせる生活環境づくりの推進	**（1）ひとにやさしい生活環境づくりの推進**	
		①ユニバーサルデザインの考え方に基づく各種施策の実施
		②生活環境の向上
	（2）災害時に備えた地域づくりの推進	
		①災害に備えた地域による避難行動支援の取組
		②災害時における避難所受入体制の整備
		③災害ボランティアセンターの体制整備
	（3）地域における介護予防や健康づくりの取組の推進	
		①　住民主体の介護予防・健康づくりの取組の推進

4、用語解説

番号	頁数	用　語	説　明
１	３	社会福祉法人	社会福祉事業を行うことを目的として社会福祉法の定めるところにより設立された法人です。
２	３	地区社会福祉協議会	地域住民の支えあいによる地域福祉の推進を目的として、地域住民、市民委員会、町内会、民生児童委員、福祉団体等が参画し運営している住民組織です。 おおむね市民委員会の地域にあわせて、旭川市内に５３の地区社会福祉協議会が設置され、市社協と連携しそれぞれの地域で安心見守り活動やふれあいサロンなど、住民主体の様々な福祉活動に取り組んでいます。
３	３	地域共生社会	制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会のことです。
４	４	安心見守り事業	病気や障害等で不安を抱えている方や、日常生活上の不安を抱えている方などを隣近所の住民同士で見守る活動です。この活動は、旭川市内の地区社会福祉協議会が中心となって事業を運営しています。
５	４	ふれあいサロン事業	地域の中で仲間づくりや世代間交流を行い、人と人とをつなぐふれあいの場として、地域住民が運営するサロンです。
６	４	住民会員会費	市社協が地域住民のみなさん全ての方に加入をお願いしている「住民相互による支えあい」の制度です。 １世帯あたり２００円を会費としてお預かりし、地区社協などが取り組む地域福祉活動の財源に充てています。
７	４	組織・団体会員会費	市社協が福祉関係施設、組織団体に加入をお願いしている制度です。一口２，０００円を会費としてお預かりし、市社協や地区社協などが取り組む高齢者や障害者の方々の福祉増進にかかる事業のための財源に充てています。
８	４	市社協事業振興基金	１９８２年（昭和５７年）に、社協活動財源の安定化とより積極的な活動促進を図るため、寄附金などの積立を目的に市社協が設置した基金です。

番号	頁数	用　語	説　明
９	８	地区市民委員会	旭川市の住民組織で、６４地区ごとに地域の実情に応じた体制づくりを進め、親睦と連帯、住民要望の反映、地域課題の発見と解決、地域内利害の調整などの活動を行っています。 積極的に住民と行政との意志疎通を図るパイプ役となることが市民委員会の役割の一つとなっています。
１０	８	地区民生児童委員協議会	すべての民生委員・児童委員は、市町村の一定区域ごとに設置される民生委員児童委員協議会に所属し活動をしています。旭川市の場合は、３３の地区民生児童委員協議会の区域を定め、毎月、定例会の開催や情報交換がされています。
１１	８	アウトリーチ	手を差し伸べるなどの意味で、潜在的な利用希望者に医療・福祉関係者が手を差し伸べ、サービスの利用を実現させようとする積極的な取組のことをいいます。
１２	８	地域まちづくり推進協議会 （通称「まち協」）	地域で活動する様々な団体が一堂に会し，地域で解決したい課題や解決策について意見交換するなど，住民の視点から自由なまちづくりを進める場として、旭川市を１５地域に区分し設置されています。
１３	12	全国社会福祉協議会 （全社協）	社会福祉協議会の全国組織。厚生労働省等国の機関との協議、各社会福祉協議会との連絡・調整、福祉に関する調査・研究、出版等の活動を行っています。
１４	12	コミュニティワーク	地域社会において、地域の住民がその地域社会の問題を自ら解決できるように、知識・技術を有した専門職が地域組織化等の活動を通じて援助することです。
１５	13	パートナーシップ	協力関係や共同・提携のことです。
１６	13	成年後見制度	認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分ではない方について、本人の権利を守る援助者（「成年後見人」等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度です。
１７	16	避難行動要支援者	高齢者・障害者・乳幼児など、特に配慮を要する人のうち、災害が発生した場合やそのおそれがある場合に、自ら避難することが困難で、円滑かつ迅速に避難するために、特に支援を要する人のことです。
１８	18	法人後見	法人後見とは、社会福祉法人や社団法人、ＮＰＯなどの法人が成年後見人、保佐人もしくは補助人（以下、「成年後見人等」といいます。）になり、親族等が個人で成年後見人等に就任した場合と同様に、判断能力が不十分な人の保護・支援を行うことを言います。

番号	頁数	用　語	説　明
１９	23	生活支援コーディネーター	高齢者が安心して住みやすいまちづくりのために、生活支援や介護予防の体制づくりを進める専門職です。旭川市では市内を４地域に分割し、専任の職員が配置されています。地域の特性や高齢者の生活課題の把握、サービスの開発や担い手養成、関係機関のネットワークづくり、ニーズと資源の調整などを行っています。
２０	23	ボランティアコーディネーター	一般には「ボランティア調整担当者」と訳されます。ボランティアセンターをはじめ、ボランティア活動の推進にかかわる関係機関・団体・施設等に配置されている職員等のことです。
２１	24	地域ケア推進会議	地域課題の解決に向けた方策の検討会議で、市町村、地域包括支援センター、社会福祉協議会、民生委員、医療機関等で構成されます。
２２	25	住民参加型在宅福祉サービス	住民が主体となって展開する在宅サービスのことです。 地域住民による互助活動であり、サービスの受け手である「依頼会員」と、担い手である「提供会員」の登録による会員制の制度です。
２３	27	認知症サポーター	「認知症サポーター養成講座」の受講者で、友人や家族への認知症に関する正しい知識の伝達や、認知症になった人の手助けなどを本人の可能な範囲で行うボランティアのことです。 受講者には認知症を支援する目印としてオレンジリングが授与されます。
２４	27	キャラバン・メイト	地域で暮らす認知症の人やその家族を応援する「認知症サポーター養成講座」の講師役のことです。
２５	30	社会福祉充実計画	社会福祉法人が保有する財産のうち、事業継続に必要な「控除対象財産」を控除してもなお一定の財産が生じる場合に、「社会福祉充実財産」を明らかにした上で、社会福祉事業等に計画的に再投資を促すとともに、公益性の高い法人としての説明責任の強化を図るために策定する計画のことです。
２６	31	ＳＮＳ	インターネットのネットワークを通じて、人と人をつなぎコミュニケーションが図れるように設計された会員制サービスのことです。 ソーシャル・ネットワーキング・サービス social networking service の略です。
２７	31	ノーマライゼーション	障害者や高齢者など社会的に不利を負う人々を当然に包含するのが通常の社会であり、そのあるがままの姿で人々と同等の権利を享受できるようにするという考え方のことです。

番号	頁数	用　語	説　明
２８	33	介護支援専門員 （ケアマネジャー）	介護保険制度で、要介護者又は要支援者からの相談に応じるとともに、要介護者等がその心身の状況等に応じ適切なサービスを利用できるよう、市町村、サービス事業者、施設などとの連絡調整等を行う専門職のことです。
２９	34	介護職員初任者研修	介護に携わる者が、高齢者等を支援する上で最低限の知識・技術とそれを実践する際の考え方を身につけ、基本的な介護業務を行うことができるようにすることを目的として行われる研修のことです。
３０	34	ＩＣＴ	情報処理・情報通信分野の関連技術の総称です。 「information and communication technology」の略です。
３１	35	地域包括ケアシステム	地域に生活する高齢者の住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供するための支援体制のことです。
３２	36	生活困窮者自立支援法	経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある人に対して、自立の促進を図るための措置を講ずることを定めた法律です。
３３	37	北海道社会福祉協議会 （道社協）	市町村を単位とする市町村社会福祉協議会および都道府県を単位とする都道府県社会福祉協議会があり、北海道では北海道社会福祉協議会があります。
３４	40	成年後見制度利用促進法	成年後見制度の利用促進について、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、基本方針その他基本となる事項を定めた法律のことです。
３５	40	市民後見人	認知症や精神障害などで判断能力が不十分になった人を支援するため、家庭裁判所から選任された地域の一般市民のことです。 被後見人にとって身近な市民の目線にたって、きめ細やかな活動ができることが期待されています。

出典・引用・参考

- 社会福祉用語辞典
- 厚生労働省ホームページ
- 厚生労働省資料
- 全国民生委員児童委員連合会ホームページ
- 旭川市ホームページ
- デジタル大辞泉
- 日本大百科全書（小学館）
- ＩＴ用語がわかる辞典（講談社）